第３期　長沼町
子ども・子育て支援事業計画

計画期間　令和７年度～令和 11 年度

長沼町

令和８年３月 改訂版

目次

第１部　総論……1
　第１章　計画の策定に当たって……2
　　１　計画策定の趣旨……2
　　２　計画の位置づけ……3
　　３　計画の期間……3
　　４　計画で対象とする子ども……3
　第２章　子どもと家庭を取り巻く状況……4
　　１　人口と世帯の状況……4
　　２　子どもを取り巻く家庭の状況……8
　　３　ニーズ調査結果の概要……10

第２部　第２期計画の事業実績と主な施策の取り組み状況……19
　第１章　第２期子ども・子育て支援事業計画の事業実績……20
　　１　教育保育事業……20
　　２　地域子ども・子育て支援事業……23
　　３　その他の子育て支援……28
　第２章　第２期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況（次世代育成支援行動計画）……29
　　基本目標１　子どもの健やかな育ちを応援するまち……29
　　基本目標２　安心して産み健やかに育てられるまち……31
　　基本目標３　子どもと子育てを地域が応援するまち……32
　　基本目標４　子育てと仕事の両立支援と男女共同参画……33

第３部　施策の展開……34
　第１章　計画の基本的な考え方……35
　　１　基本理念……35
　　２　子ども・子育て支援の視点及び基本目標……36
　　３　計画の体系……37
　第２章　第３期計画における主な施策の推進……38
　　基本目標１　子どもの健やかな育ちを応援するまち……38
　　基本目標２　安心して産み健やかに育てられるまち……43
　　基本目標３　子どもと子育てを地域が応援するまち……48
　　基本目標４　子育てと仕事の両立支援と男女共同参画……50

第４部　量の見込みと確保の内容……53
　第１章　子ども・子育て支援制度の概要……54
　　１　制度の概要……54
　　２　教育・保育提供区域の設定……55

第２章　量の見込み..... 56
1　量の見込みの算出方法と考え方..... 56
2　推計児童人口..... 58
第３章　法定事業の量の見込みと確保方策..... 60
1－1　幼児期の教育・保育の提供体制..... 60
1－2　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）..... 61
2　地域子ども・子育て支援事業の提供体制..... 62

v

第５部　計画の推進に向けて..... 72
1　推進体制..... 73
2　多様な主体の参画促進..... 73
3　情報提供・相談対応体制の充実..... 73
4　子ども・子育て会議..... 74
5　計画の進行管理..... 74

資料編..... 75
1　長沼町子ども・子育て会議設置要綱..... 76
2　長沼町子ども・子育て会議委員名簿..... 78

第１部　総論

第１章　計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、価値観の多様化、女性の社会進出、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く社会環境も大きく変化しています。このような社会背景から、全国的な少子化が進行する一方で、親の孤立感や負担感の増加などから、子どもを生み・育てることに不安や困難を抱える保護者が増加しています。

これらの問題に対応するため、子どもを生みたい人が安心して子どもを生み、希望をもって子育てをすることのできる社会、そして子育てをする人が子育てを通して人生の充実感を感じることのできる社会を目指し、行政や民間事業者も含めた社会全体が子どもを生み育てる人々を支援できる体制を整備していくことが必要であるといえます。

このような中、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、全国の市町村に、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

その後、平成 29 年には「子育て安心プラン」が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されました。

令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が発足し、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れるよう、こども施策を総合的に推進する「こども基本法」を施行し、同年 12 月には「こども大綱」の発出によりこども施策に関する基本的方針等が定められました。こども大綱では、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自分らしく、可能性を広げながら将来に希望と見通しを持つことができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本町においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成 17 年 3 月）、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成 22 年 3 月）を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援に取り組んできました。これら計画を引き継ぐ内容と、市町村子ども・子育て支援事業計画を一体的なものとする「長沼町子ども・子育て支援計画」を平成 27 年 3 月に策定し、令和 2 年 3 月には「第 2 期長沼町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し「地域のなかであたたかく見守り　子どもを育てるまちながぬま」を基本理念とし、子育てに関する施策を推進してきました。

令和 6 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や、長沼町の子どもや子育てを取り巻く現状、第 2 期計画の進捗状況、子育て世代のニーズ調査結果を踏まえ、令和 7 年度からの子育て支援の方向性を定めるため「第 3 期長沼町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第８条の「市町村行動計画」として、子どもに関わる各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

また、「長沼町総合振興計画」をはじめとする関連計画と整合性を図り策定します。特に、障がい児支援の体制整備に当たっては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合性を図るとともに、母子保健・子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

3　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度の５年間とします。

また、令和９年度に中間見直しをし、最終年度の令和 11 年度に次期計画を策定します。

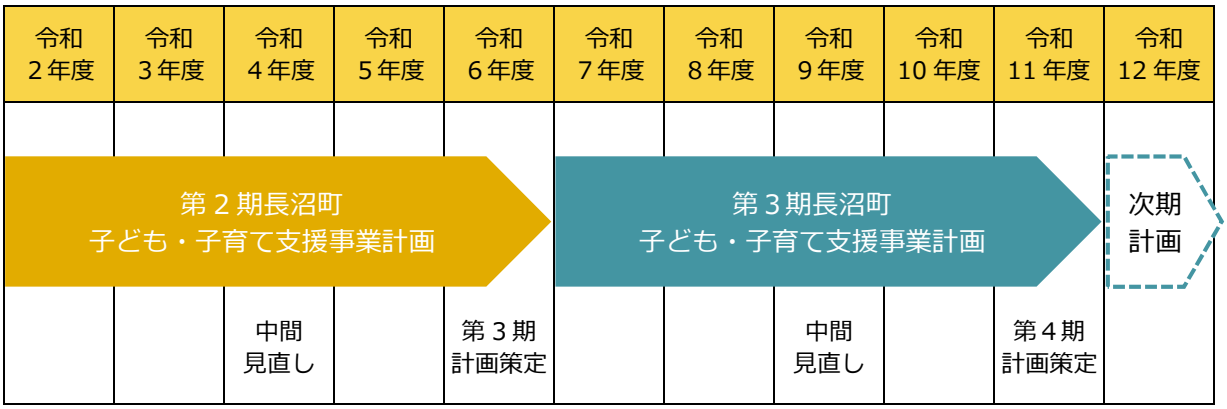

4　計画で対象とする子ども

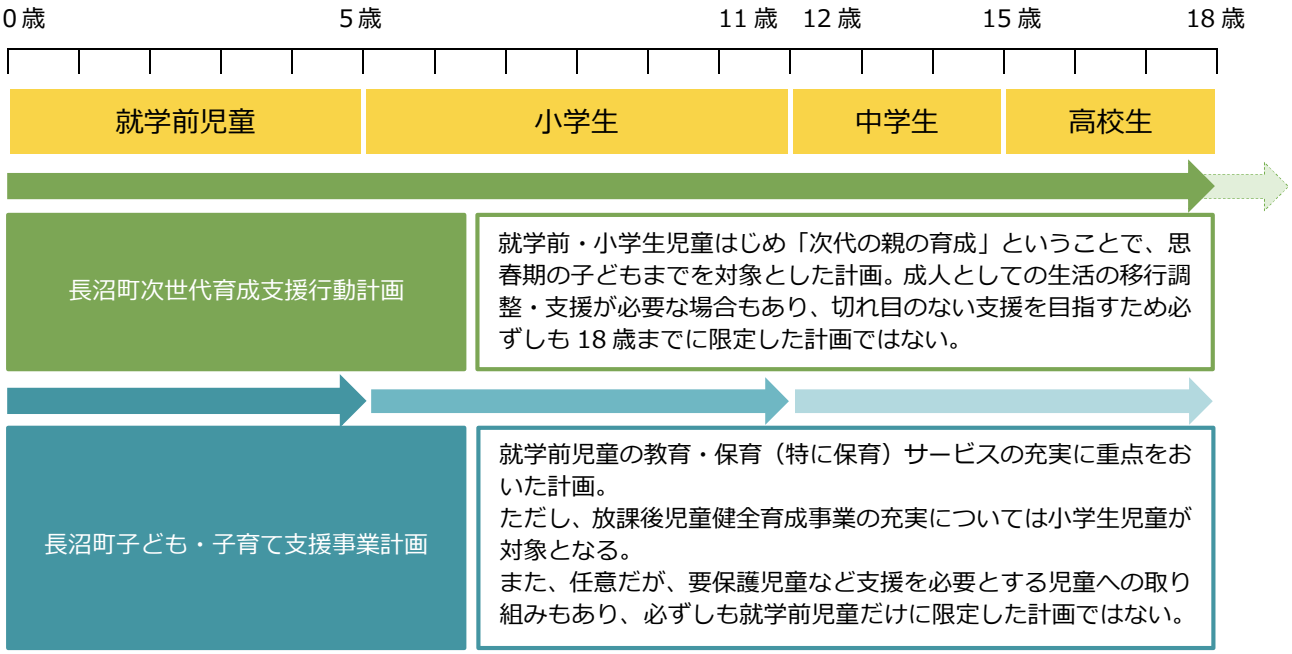

第２章　子どもと家庭を取り巻く状況

1　人口と世帯の状況

（１）総人口及び年齢３区分人口の推移

令和６年４月１日現在、本町の人口は 10,010 人で、年齢３区分別の人口は、15 歳未満の年少人口が 942 人で、年少人口比率は 9.4%である一方、65 歳以上の老年人口が 3,912 人で、老年人口比率は 39.1%となっています。

年齢３区分の人口の推移をみると、年少人口比率は低下が続く一方で、老年人口比率は平成 27 年以降 30%を超えており、少子・高齢化が進んでいます。

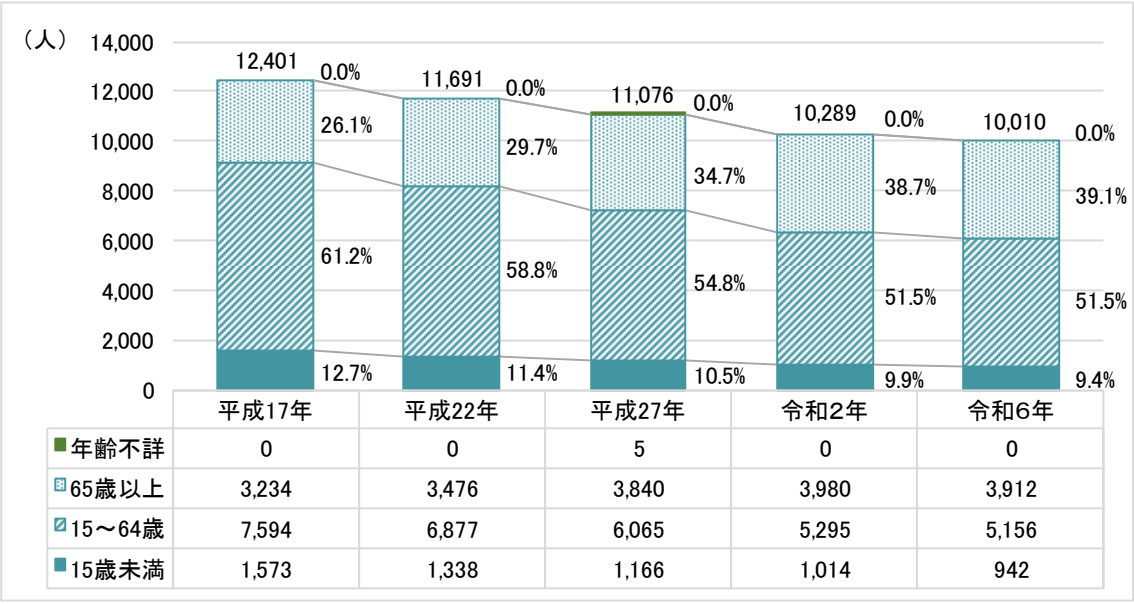

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
年齢不詳	0	0	5	0	0
65歳以上	3,234	3,476	3,840	3,980	3,912
15～64歳	7,594	6,877	6,065	5,295	5,156
15歳未満	1,573	1,338	1,166	1,014	942

資料：平成 17 年～令和2年は国勢調査（各年 10 月１日）、令和6年は住民基本台帳人口（4月１日）

（２）子ども人口の状況

本町の小学生以下の子どもの人口は年々減少しており、令和２年には 781 人だったものが、令和６年には 683 人となっています。

年齢別にみると、就学前児童は、令和２年の 310 人から令和６年には 294 人に減少し、小学生は、令和２年の 471 人から令和６年には 389 人に減少しています。

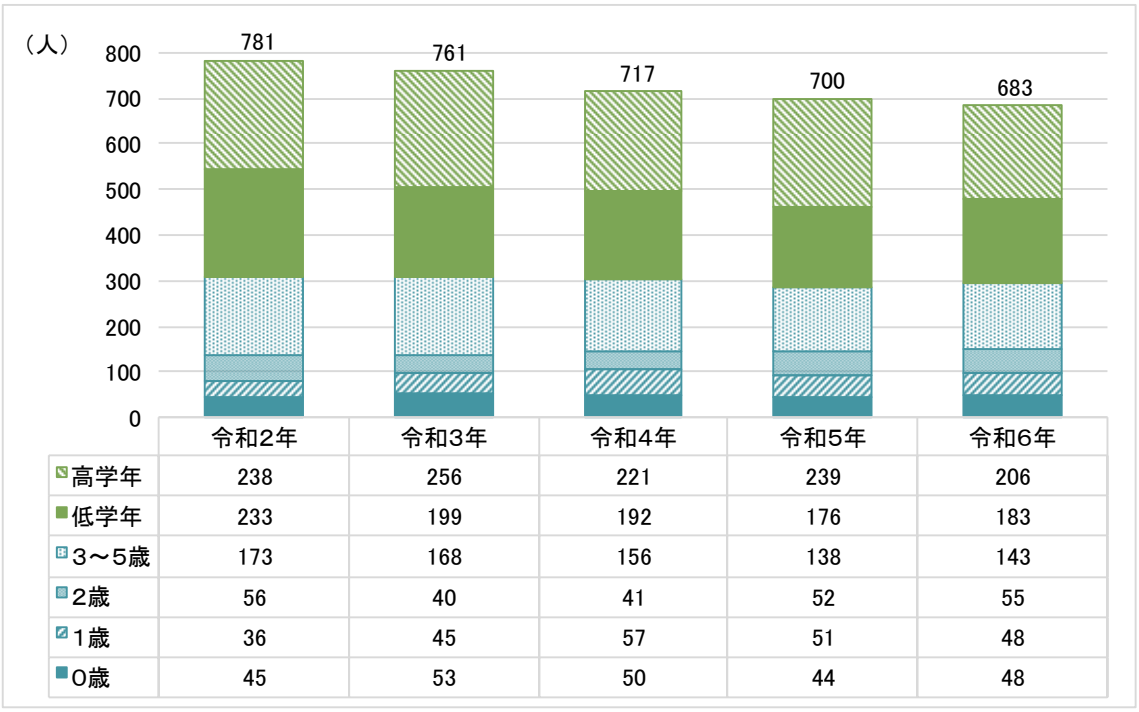

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高学年	238	256	221	239	206
低学年	233	199	192	176	183
3～5歳	173	168	156	138	143
2歳	56	40	41	52	55
1歳	36	45	57	51	48
0歳	45	53	50	44	48

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（３）出生の状況

本町の出生数は、令和２年から令和４年までは 50 人程度で推移していましたが、令和５年は 34 人に減少しています。そのため、人口 1,000 人当たりの出生率は、令和５年に 4.0 を切る結果となっています。

※出生率：人口 1,000 人当たりの出生数の割合

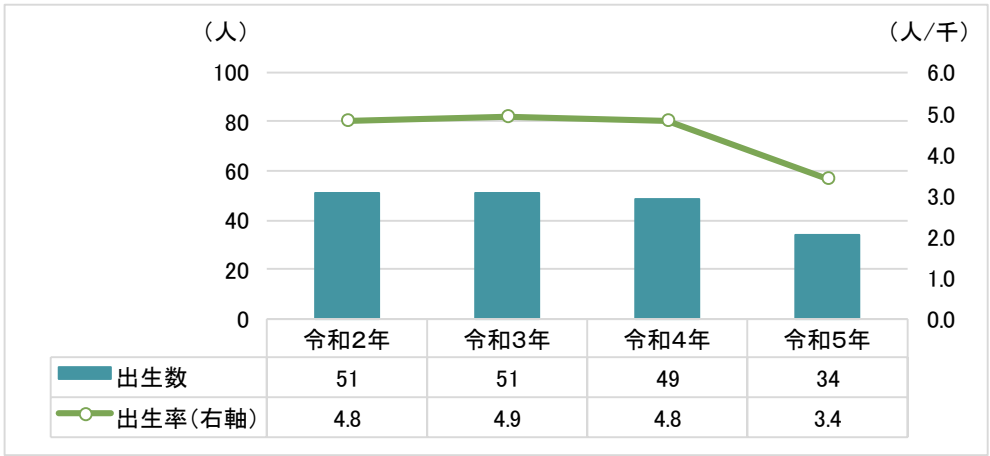

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	51	51	49	34
出生率（右軸）	4.8	4.9	4.8	3.4

資料：住民基本台帳人口、人口動態（各年 12 月末）

（４）世帯の状況

国勢調査によると、令和２年 10 月１日現在、本町の一般世帯数は 4,070 世帯で、一世帯当たりの世帯人員数は 2.53 人となっています。人口総数、世帯数ともに減少傾向が続いており、一世帯当たりの世帯人員数についても平成 17 年以降減少が続いています。

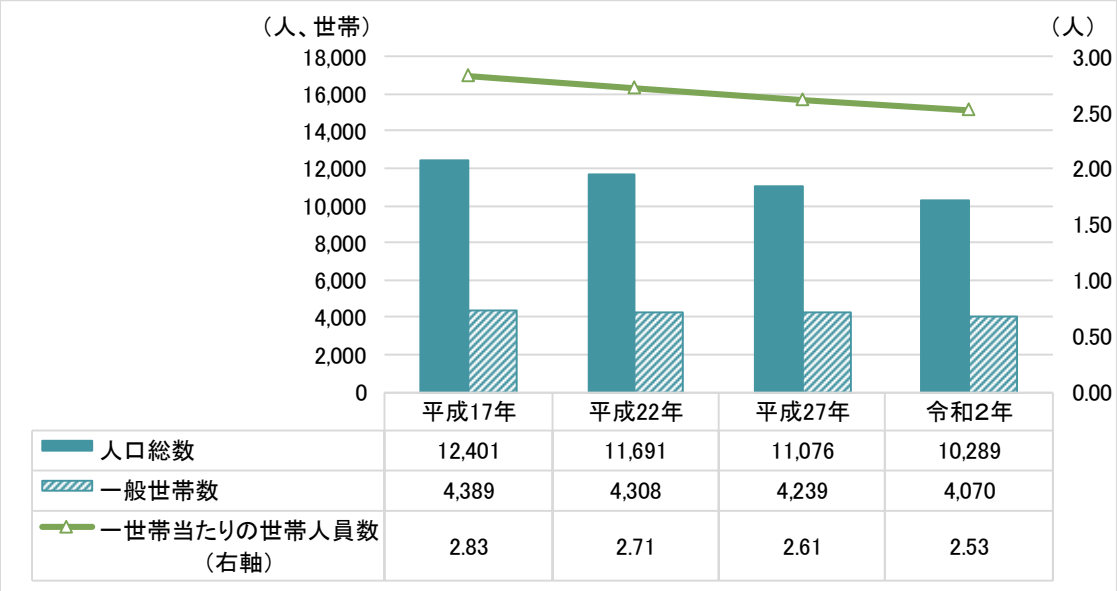

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	12,401	11,691	11,076	10,289
一般世帯数	4,389	4,308	4,239	4,070
一世帯当たりの世帯人員数（右軸）	2.83	2.71	2.61	2.53

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

（５）世帯構成比の状況

国勢調査によると、令和２年の本町の一般世帯数の合計は、4,070 世帯で、核家族世帯が 2,466 世帯（60.6%）、三世代世帯が 268 世帯（6.6%）、単独世帯が 1,134 世帯（27.8%）となっています。平成 17 年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、三世代世帯が減少しています。

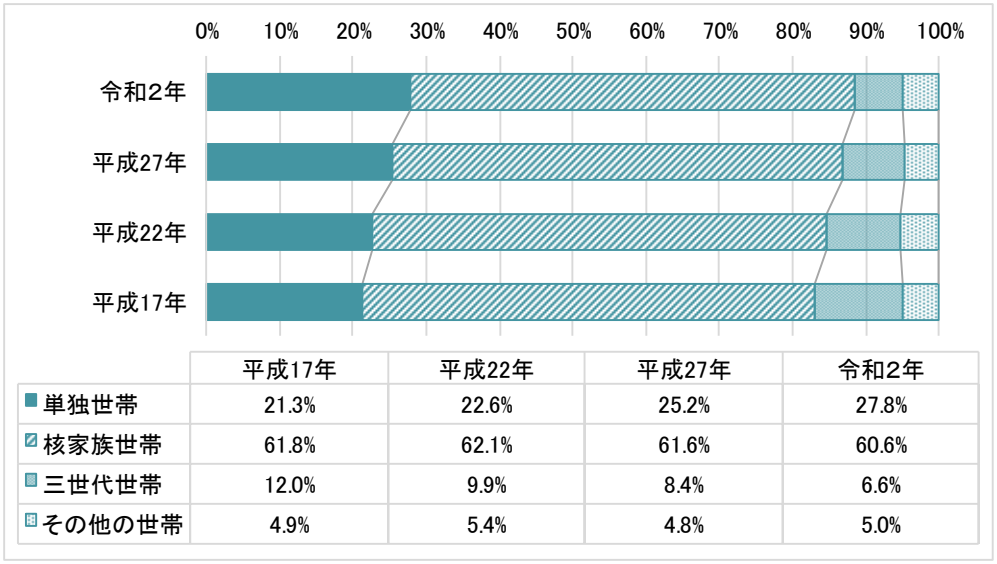

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	21.3%	22.6%	25.2%	27.8%
核家族世帯	61.8%	62.1%	61.6%	60.6%
三世代世帯	12.0%	9.9%	8.4%	6.6%
その他の世帯	4.9%	5.4%	4.8%	5.0%

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

（６）子どものいる世帯の状況

国勢調査によると、令和２年における本町の子どものいる世帯数、またその世帯数が一般世帯に占める割合は、６歳未満の児童のいる世帯については、234 世帯で 5.7%、18 歳未満の児童のいる世帯については、681 世帯で 16.7%となっています。

子どものいる世帯数、一般世帯に占める割合ともに減少が続いており、６歳未満・18 歳未満の児童のいる世帯はともに平成 17 年の６割程度までに減少しています。

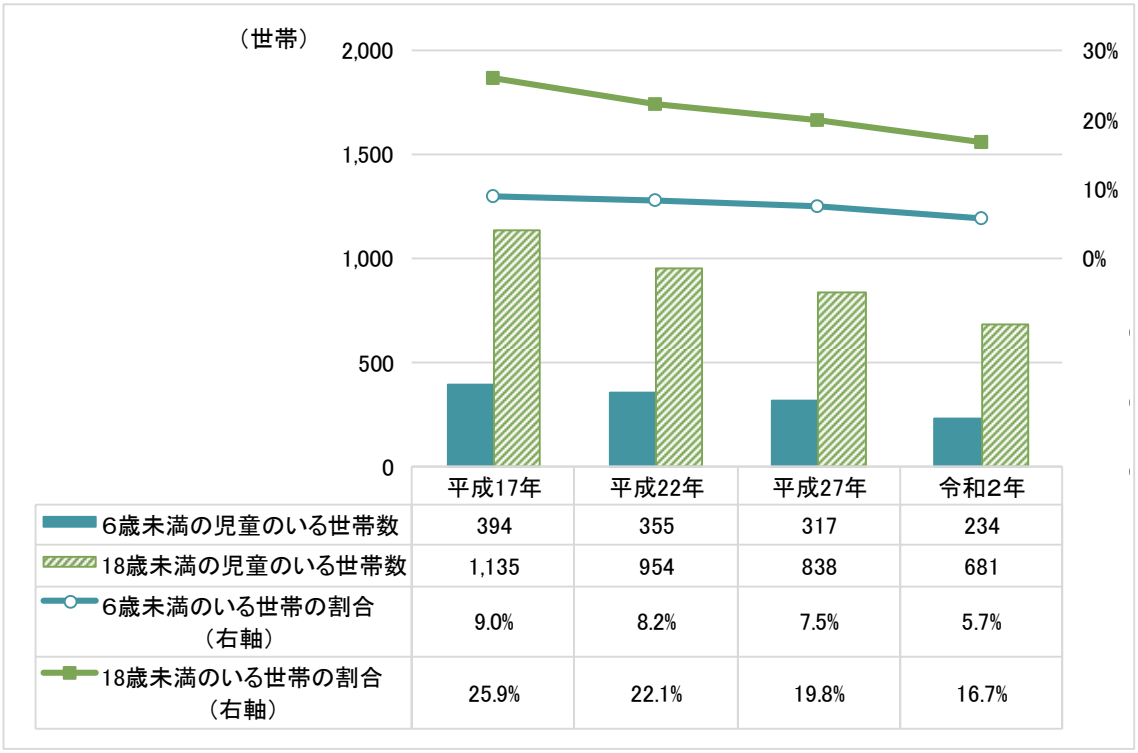

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
6歳未満の児童のいる世帯数	394	355	317	234
18歳未満の児童のいる世帯数	1,135	954	838	681
6歳未満のいる世帯の割合（右軸）	9.0%	8.2%	7.5%	5.7%
18歳未満のいる世帯の割合（右軸）	25.9%	22.1%	19.8%	16.7%

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

2　子どもを取り巻く家庭の状況

（１）女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率については、かつて出産・育児期に当たる 20 歳代後半から 30 歳代にかけての就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」の傾斜がみられる傾向がありました。令和 2 年の国勢調査によると、本町においても、北海道・全国値と同じく「30～34 歳」と「35～39 歳」の層でやや就業率の低下がみられます。

一方、本町の就業率は、「20～24 歳」から上のいずれの年齢層においても、北海道・全国値を上回っており、本町では、出産・育児期においても就業を続けている女性の割合が多いことがうかがわれます。

また、本町の令和 2 年の女性の就業率は、15～19 歳をはじめ、25～34 歳、45～49 歳 55 歳以上でも平成 27 年の値を上回っています。

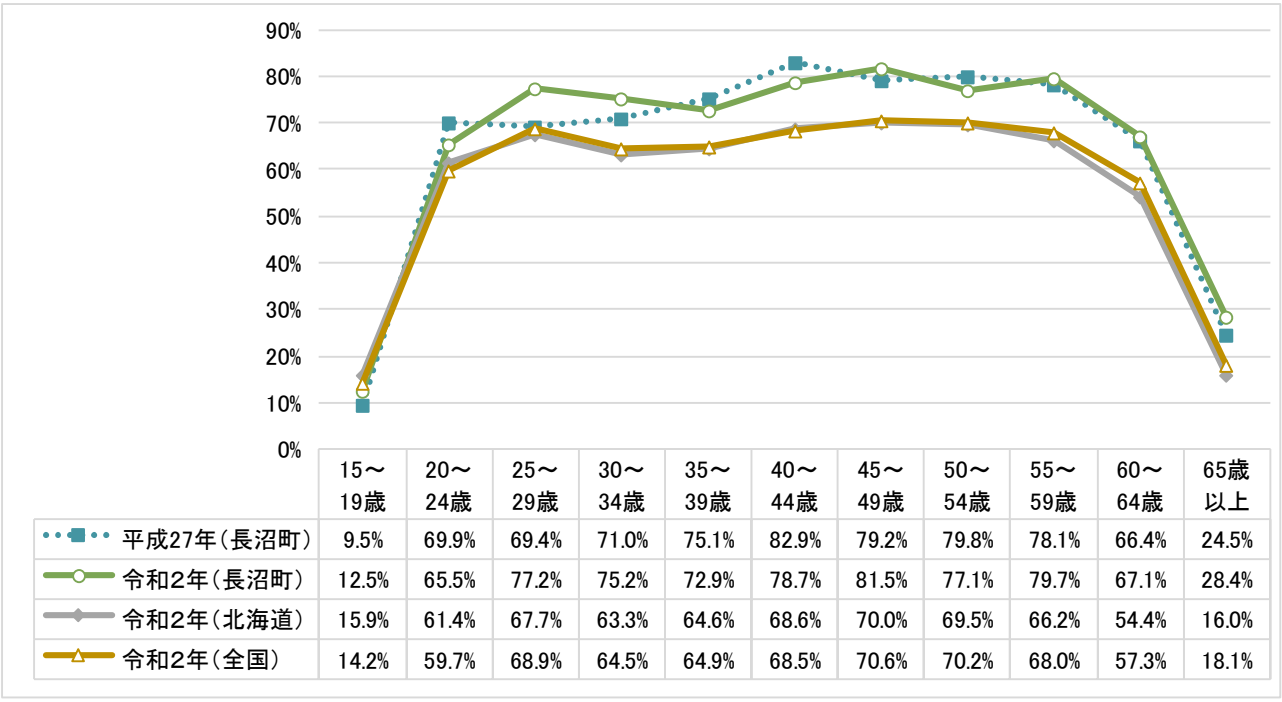

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成27年（長沼町）	9.5%	69.9%	69.4%	71.0%	75.1%	82.9%	79.2%	79.8%	78.1%	66.4%	24.5%
令和2年（長沼町）	12.5%	65.5%	77.2%	75.2%	72.9%	78.7%	81.5%	77.1%	79.7%	67.1%	28.4%
令和2年（北海道）	15.9%	61.4%	67.7%	63.3%	64.6%	68.6%	70.0%	69.5%	66.2%	54.4%	16.0%
令和2年（全国）	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%	70.2%	68.0%	57.3%	18.1%

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

（２）共働き世帯の状況

国勢調査によると、令和２年の子どもがいる家庭における本町の共働き世帯の割合※は、最年少の子どもが６歳未満の家庭で 64.0%、最年少の子どもが６～12 歳未満の家庭で 83.7%となっており、北海道・全国値を 10 ポイント以上も上回っています。平成 22 年以降の推移をみると、共働き世帯の割合は増加しています。

子どものいる世帯数は減少していますが、その中で共働き家庭の割合は高くなっています。

※共働き世帯の割合：夫婦のいる一般世帯で「子どもあり」世帯のうち、夫婦ともに「就業」の割合

【令和２年国勢調査結果の長沼町・北海道・全国の比較】

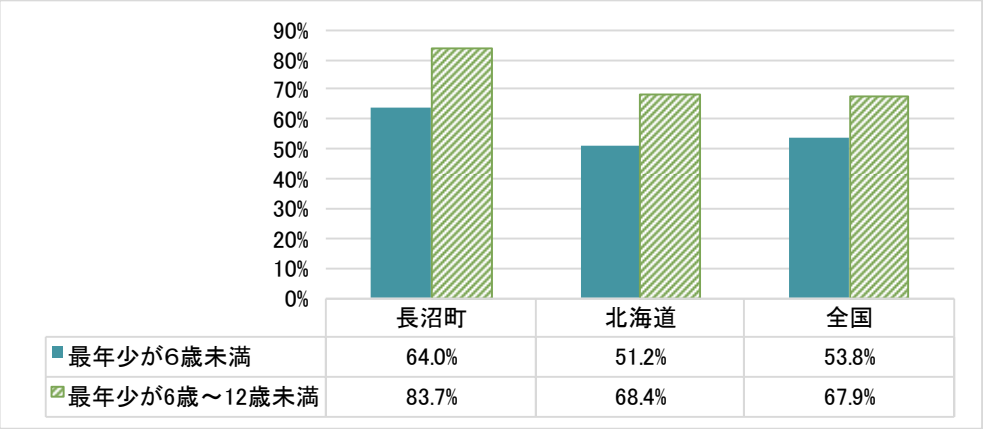

	長沼町	北海道	全国
最年少が6歳未満	64.0%	51.2%	53.8%
最年少が6歳～12歳未満	83.7%	68.4%	67.9%

資料：国勢調査（令和2年 10 月１日）

【長沼町における共働き世帯の割合】

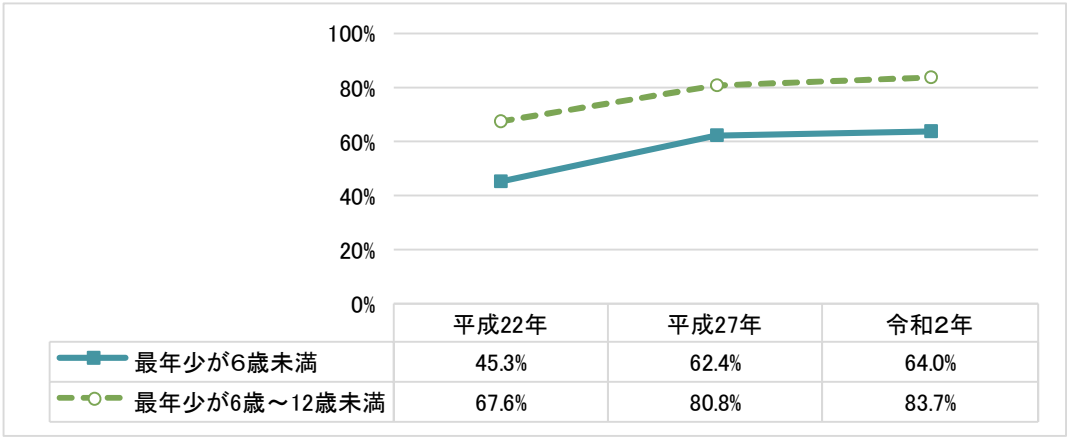

	平成22年	平成27年	令和2年
最年少が6歳未満	45.3%	62.4%	64.0%
最年少が6歳～12歳未満	67.6%	80.8%	83.7%

資料：国勢調査（各年 10 月１日）

3　ニーズ調査結果の概要

（１）調査の概要

本調査は、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。調査の概要は、下表のとおりです。

調査対象	就学前児童保護者：249 人 小学１年～6 年生の保護者：331 人
調査方法	・町内の認定こども園・保育園在籍児の保護者には各園を通じて配布、在籍していない児童の保護者には郵送で配布した。 ・小学生児童の保護者には、町立小学校を通じて配布、それ以外には郵送で配布した。 ・回答は、WEB システム上で回答を入力する方式をとった。（紙の調査票で回答を希望した人はいなかった）
調査期間	2024 年 2 月 21 日～3 月 8 日
回収数（率）	就学前児童保護者：94 票（37.75%） 小学１年～6 年生の保護者：129 票（38.97%）
留意点	・設問には１つのみ答える単数回答【ＳＡ】と、「３つまで」、「いくつでも」などの回答を求める複数回答【ＭＡ】があり、複数回答の設問では、表記の割合の合計が 100.0%を超えることがある。 ・割合は選択肢ごとに小数第２位で四捨五入しているため、表によっては割合の合計が 100.0%にならないものがある。

（２）子どもと家族、子どもの育ちをめぐる状況について

お子さんの身の回りの世話などを主に行っているのは、就学前児童保護者では「父母ともに」が 53.2%、「主に母親」が 46.8%で、「父母ともに」が「主に母親」を上回っています。

小学生保護者では「父母ともに」が 47.3%「主に母親」が 50.4%となっており「主に母親」の方が多くなっています。

■お子さんの身の回りの世話などを主に行っている方【SA】

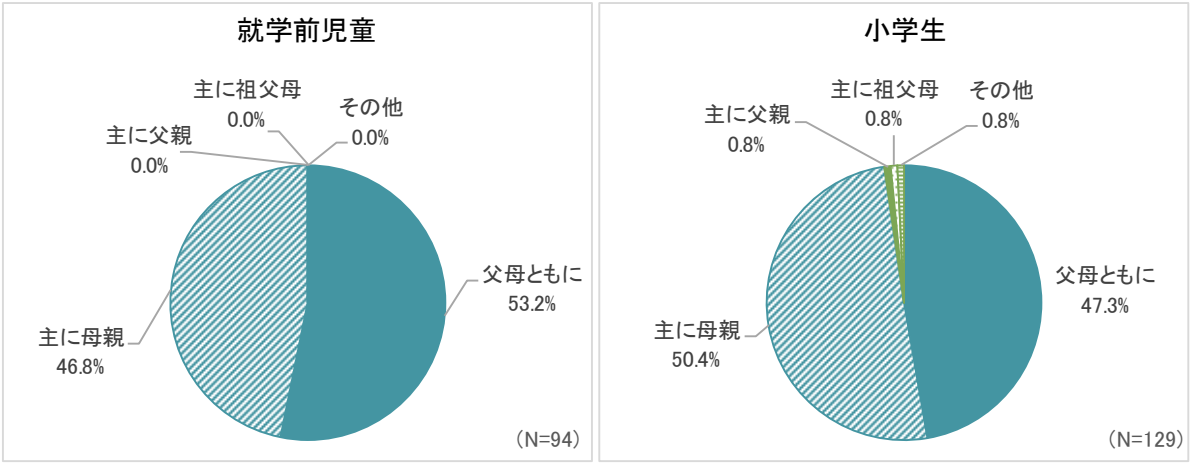

また、お子さんを預かってもらえる人がいるかどうか聞いたところ、就学前児童保護者の62.8%、小学生保護者の74.4%が、子どもを預かってもらえる人が「いる」と回答した一方で、就学前児童保護者の37.2%、小学生保護者の25.6%が「いない」と回答しています。

■お子さんを預かってもらえる人がいるかどうか【SA】

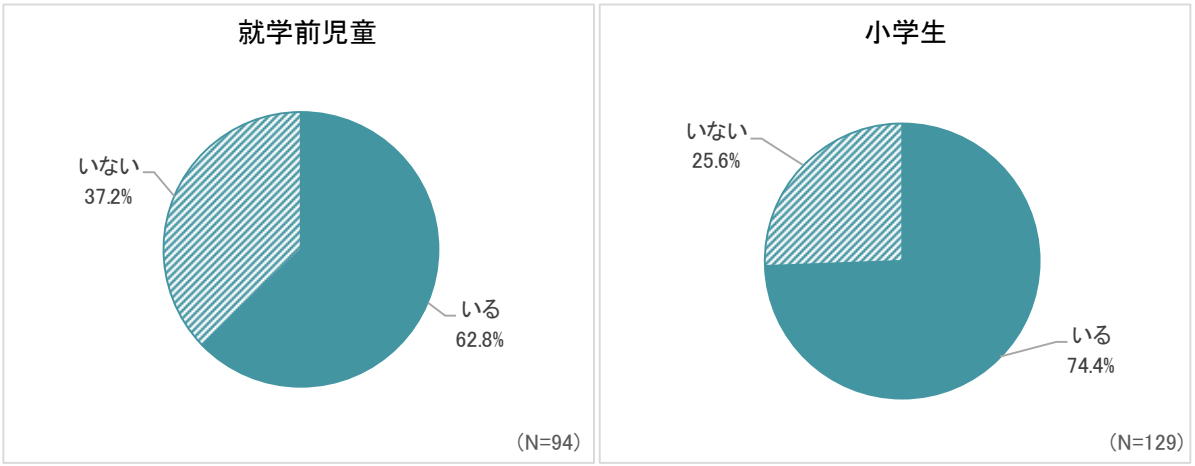

子どもを預かってもらえる状況については「日常的に祖父母等の親せき」に預かってもらえる割合は、就学前児童保護者の28.8%、小学生保護者の34.4%、「緊急時か用事のときには祖父母等の親せき」に預かってもらえる割合は、就学前児童保護者の72.9%、小学生保護者の69.8%となっています。また「緊急時か用事のときには友人・知人」に預かってもらえる割合は、就学前児童保護者の11.9%、小学生保護者の17.7%います。

アンケート結果からは、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「日常的」には約３割が祖父母等の親せきに預かってもらうことができ「緊急時か用事のとき」には約７割が祖父母等の親せきに、１割～２割が友人・知人に預かってもらうことができる状況がうかがわれます。

■お子さんを預かってもらえる人・状況【MA】

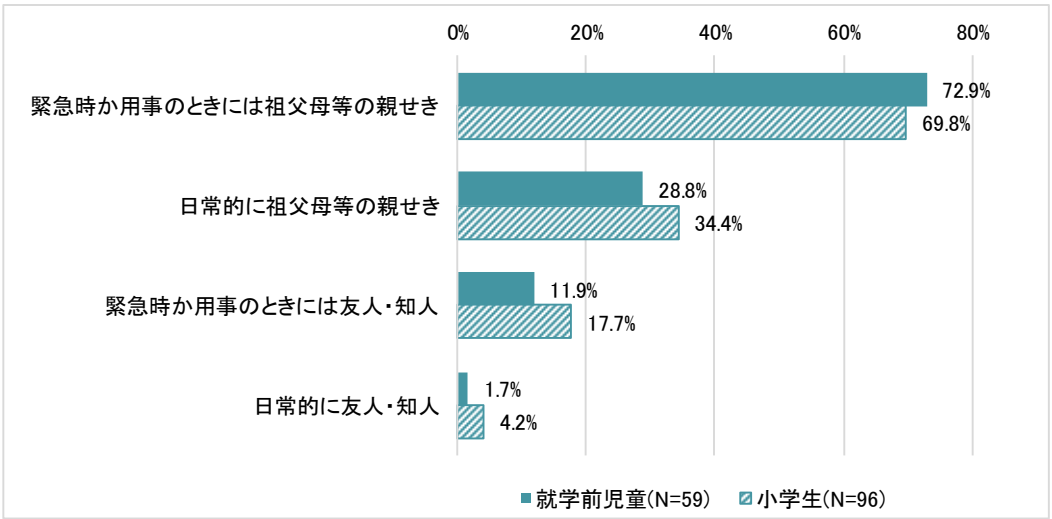

（３）保護者の就労状況について

父親の就労状況については、ほとんどの回答者が「正規雇用で就労しており、育休・介護休業中ではない」と回答しており、就学前児童保護者では 97.8%、小学生保護者では 99.2%となっています。

母親の就労状況について短時間勤務や育児休業中等を含めた割合でみると、就学前児童保護者では、正規雇用が 49.5%、非正規雇用（パート・アルバイト等）が 27.0%となっています。小学生保護者では、正規雇用が 44.2%、非正規雇用（パート・アルバイト等）が 43.4%となっています。

正規雇用と非正規雇用をあわせた「就労している」割合をみると、就学前児童保護者が 76.3%、小学生保護者が 87.6%となっており、小学生保護者の方が 11.3 ポイント高くなっています。

■父親の就労状況【SA】

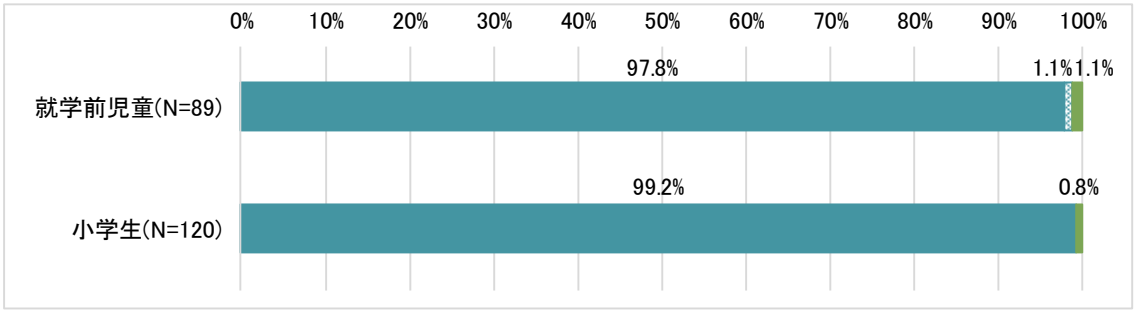

■母親の就労状況【SA】

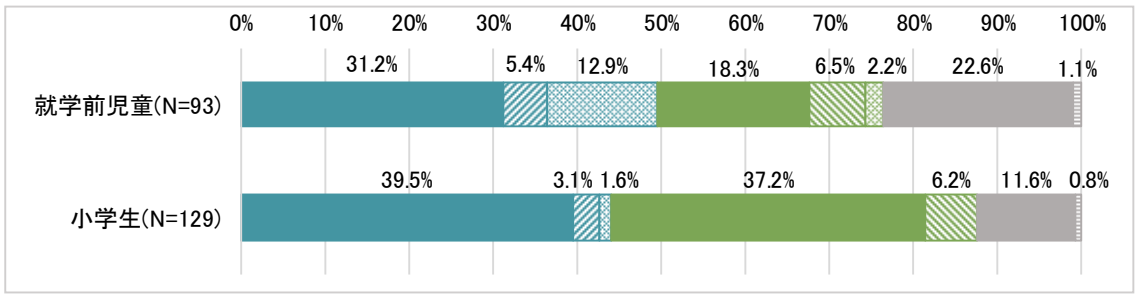

- 正規雇用で就労しており、育休・介護休業中ではない
- 正規雇用で就労しているが、子育て期間中は就労時間を短くしている
- 正規雇用で就労しているが、育休・介護休業中である
- 非正規雇用（パート・アルバイト等）で就労しており、育休・介護休業中ではない
- 非正規雇用（パート・アルバイト等）で就労しているが、子育て期間中は就労時間を短くしている
- 非正規雇用（パート・アルバイト等）で就労しているが、育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

（４）平日の教育・保育事業の利用希望について

現在利用している・利用していないに関わらず、今後の希望として平日の教育・保育事業を定期的に利用したいと考えている保護者は、０歳児の保護者で 94.1%、１・２歳児の保護者で 100.0%、３～５歳児の保護者で 91.7%となっています。

■平日の教育・保育事業の利用希望【SA】

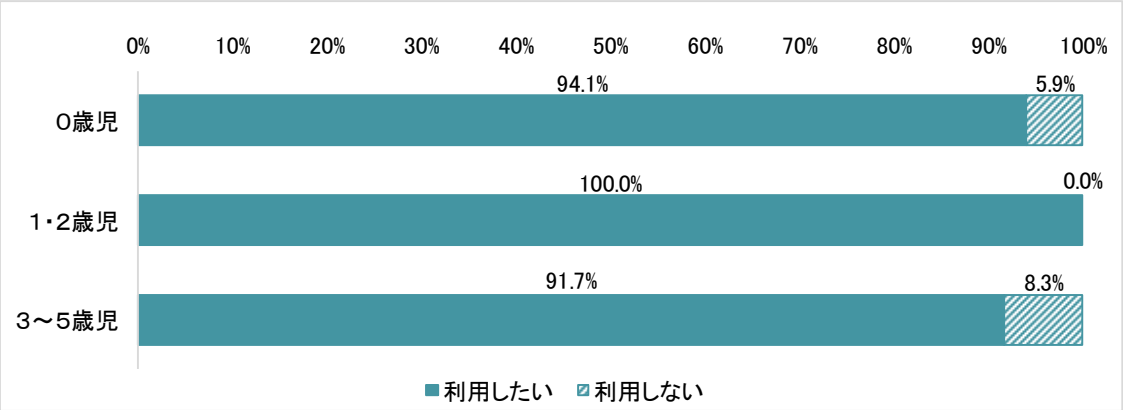

（５）今後、定期的に利用したいと思う教育・保育事業について

【長沼町内で利用したい事業】

平日に町内で利用を希望する教育・保育事業としては、「認定こども園」と「保育園」の回答割合が高く、０歳児の保護者では「認定こども園」が 71.0%、１・２歳児の保護者では「保育園」が 56.5%、３～５歳児の保護者では「認定こども園」と「保育園」がいずれも 56.3%で最も多くなっています。

続いて多いのは「ファミリー・サポート・センター」で、０歳児と１・２歳児の保護者では３割を超えています。

■今後、長沼町内で定期的に利用したい事業【MA】

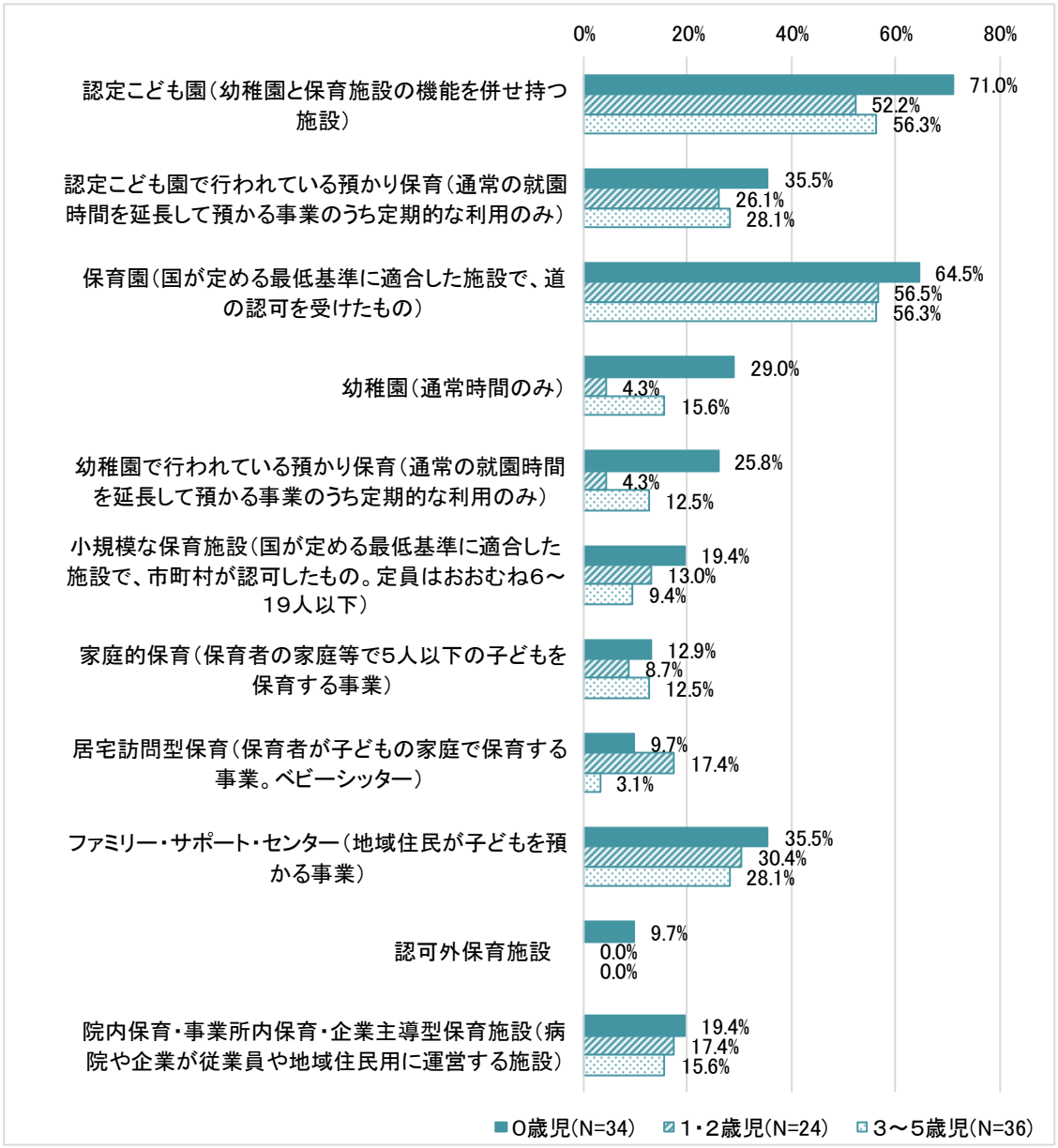

【長沼町外で利用したい事業】

町外での利用を希望する教育・保育事業としては、「認定こども園」が 100.0%、「認定こども園で行われている預かり保育」と「保育園」がいずれも 54.5%、「ファミリー・サポート・センター」が 36.4%となっています。

利用を希望する自治体としては、北広島市・南幌町という回答が多くなっています。

■今後、長沼町外で定期的に利用したい事業【MA】

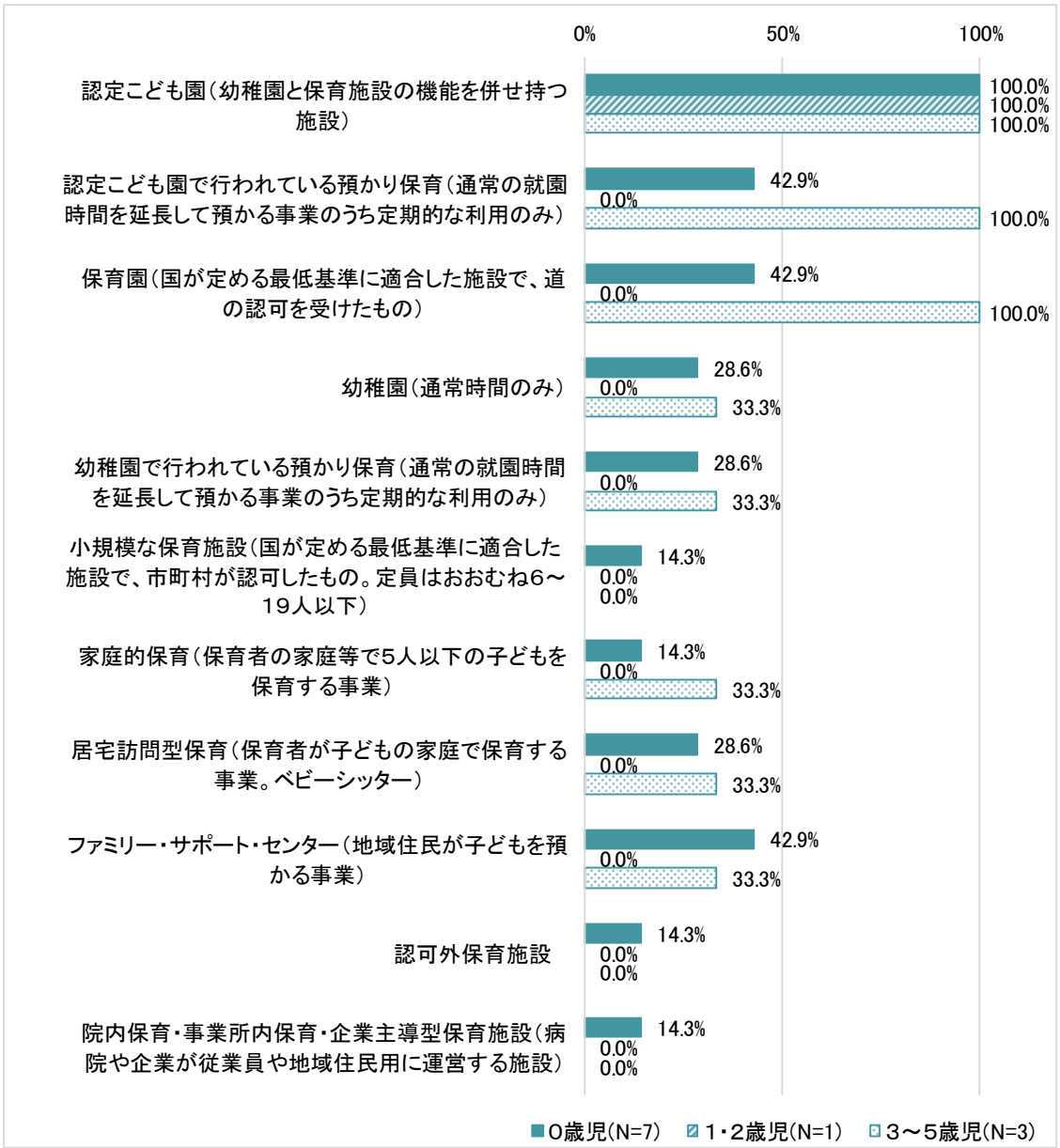

（６）長沼町の子育て・教育の満足度

長沼町は子育て・教育しやすい町だと「思う」割合は、就学前児童保護者の 14.9%、小学生保護者の 10.1%、「どちらかといえば思う」割合は、就学前児童保護者の 41.5%、小学生保護者の 50.4%となっています。「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた割合は、就学前児童保護者で 56.4%、小学生保護者で 60.5%となります。

一方で、「思わない」割合は、就学前児童保護者の 5.3%、小学生保護者の 6.2%、「どちらかといえば思わない」割合は、就学前児童保護者の 12.8%、小学生保護者の 8.5%となっています。「思わない」と「どちらかといえば思わない」を合わせた割合は、就学前児童保護者で 18.1%、小学生保護者で 14.7%となっています。

平成 30 年度に実施した前回調査の結果と比較すると、就学前児童・小学生保護者ともに「思う」と「どちらかといえば思う」割合が減り、「思わない」と「どちらかといえば思わない」の割合が増加しています。調査方法が変更されているため単純な比較はできませんが、教育や子育てに関する町民の評価は、前回調査よりも低くなっています。

■長沼町は子育て・教育しやすい町だと思うか【SA】

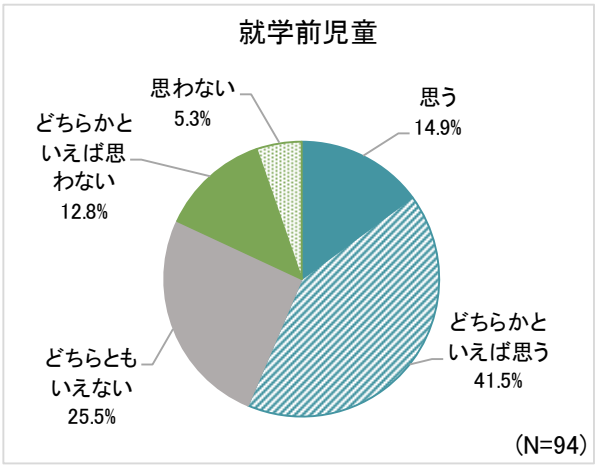

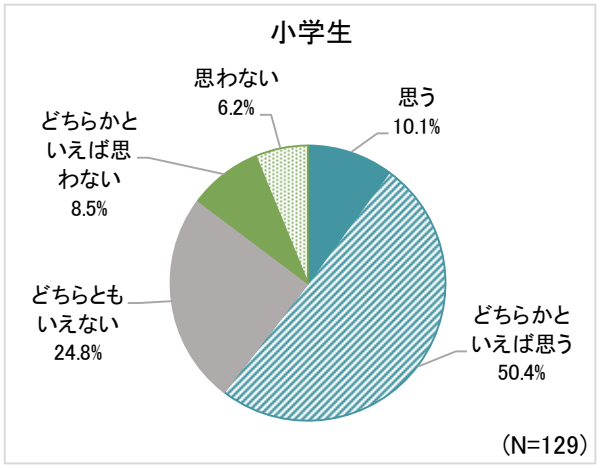

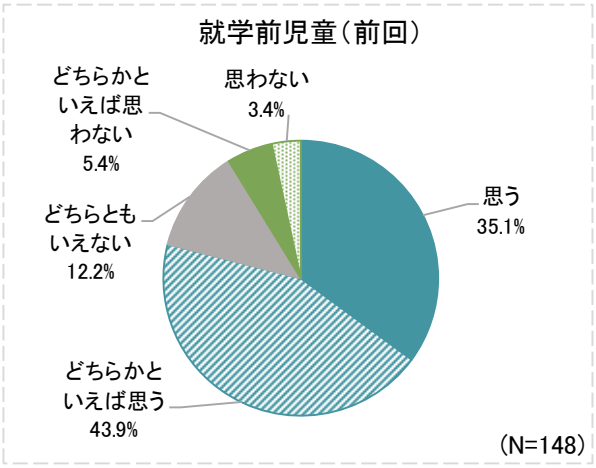

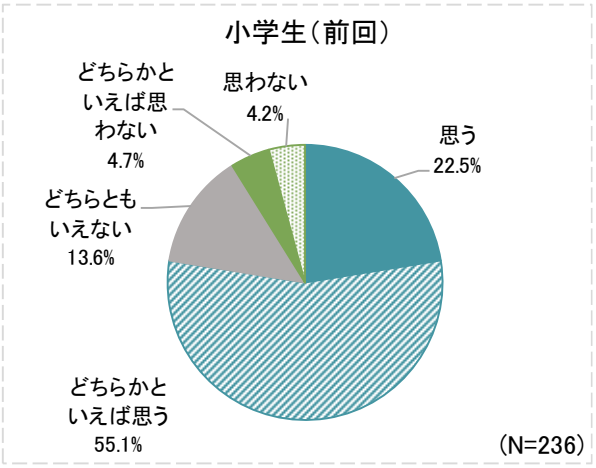

（７）長沼町の子育て支援施策や環境について

【就学前児童保護者】

就学前児童保護者が、町の子育て支援施策や環境 12 項目について、充実していると「思う」「どちらかといえば思う」と回答した割合は、「③乳幼児健診などの対応」が計 67.0%で最も多く、続いて「②歯の健康や食事・栄養等の指導」が 66.0%、「⑩お住まいの地域は犯罪などがなく安全か」が 57.4%、「④子育てに関する相談対応」が 55.3%の順になっています。

一方で、「思わない」「どちらかといえば思わない」を合計した割合では、「⑪公園などの遊び場は充実しているか」が 30.9%で最も多く、「⑥子どもを育てる環境や保育の環境」と「⑧子育ては地域の人たちに支えられているか」が 27.7%で続いています。

乳幼児期の健診・指導・相談体制は「充実している」と思う方が多い一方で、子どもの遊び場整備や地域の子育て環境については、「充実していない」と思っている方が多い結果となっています。

■町の子育て支援の施策についてどう思うか【SA】

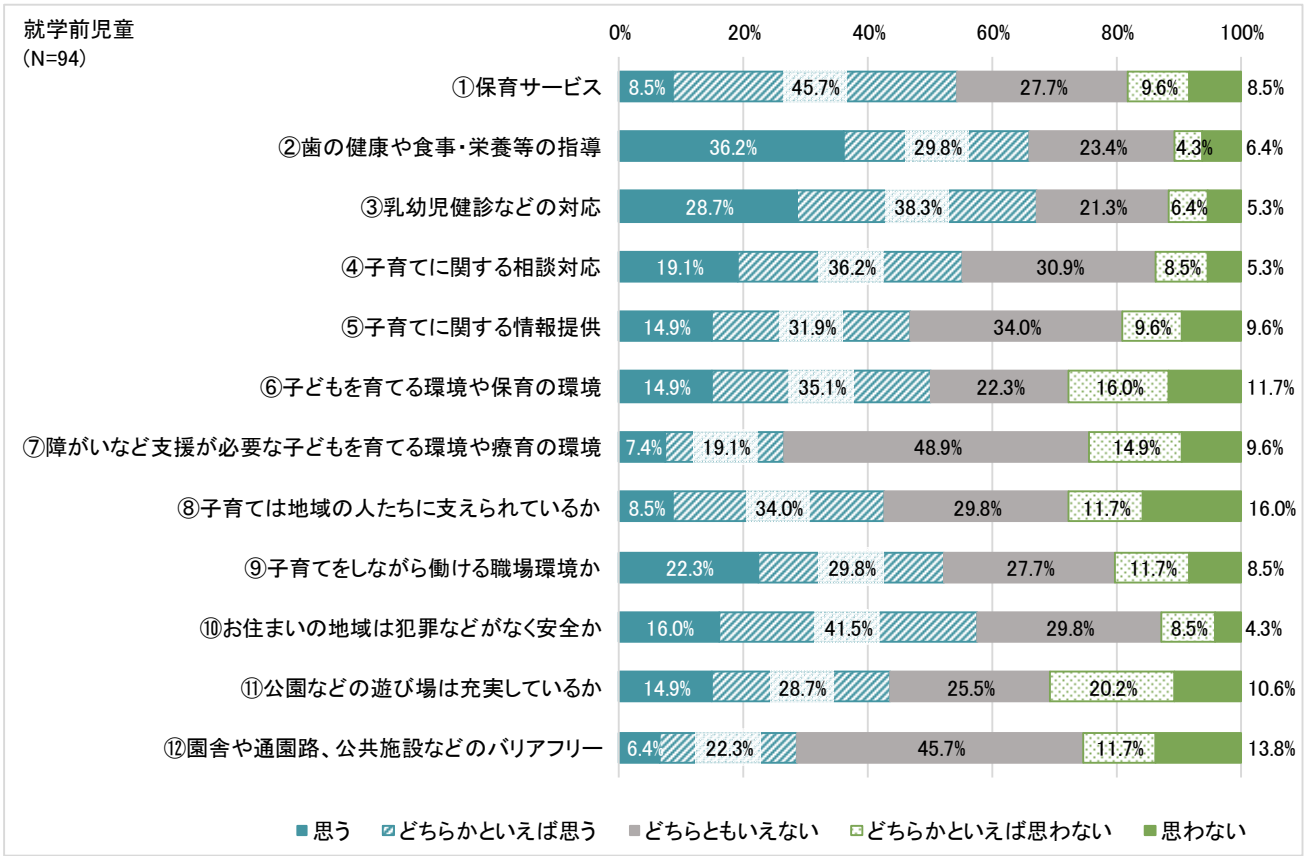

【小学生保護者】

小学生保護者が、町の子育て支援施策や環境 12 項目について、充実していると「思う」「どちらかといえば思う」と回答した割合は、「⑩お住まいの地域は犯罪などがなく安全だと思いますか」が計 63.6%で最も多く、続いて「⑨教育・子育てをしながら働ける職場環境ですか」が 59.7%、「①教育・子育てサービスは充実していますか」が 58.1%、「⑪子どもの放課後への対応は充実していますか」が 57.4%の順になっています。

一方で、「思わない」「どちらかといえば思わない」を合計した割合では、「⑫校舎、通学路、公共施設などのバリアフリーが進んでいると思いますか」が計 52.7%と多くなっています。

地域の安全性や職場の協力体制などは「充実している」と思う方が多い一方で、校舎や通学路などの整備の面で「充実していない」と思っている方が多い結果となっています。

■町の子育て支援の施策についてどう思うか【SA】

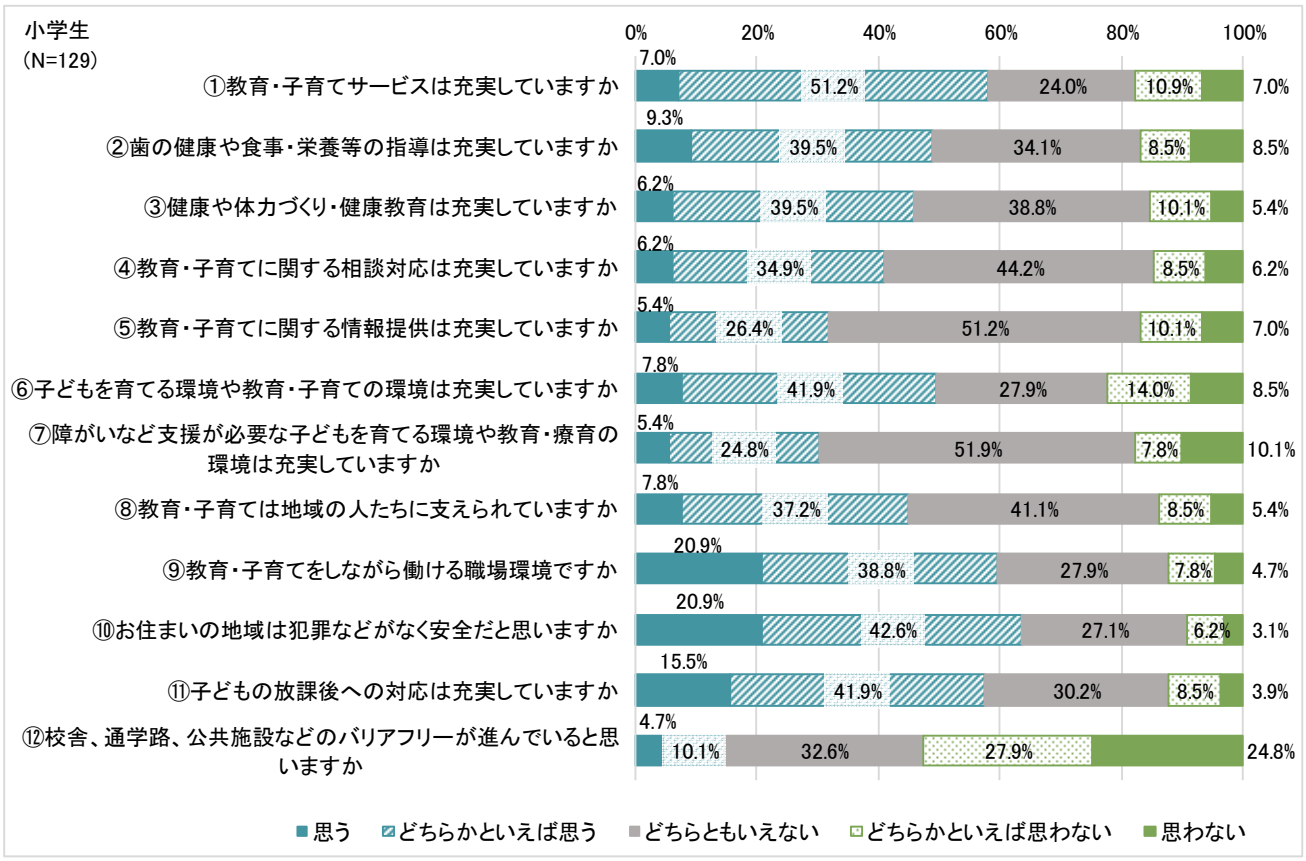

第２部　第２期計画の事業実績と主な施策の取り組み状況

第１章　第２期子ども･子育て支援事業計画の事業実績

1　教育保育事業

（１）就学前の幼児教育・保育施設（保育園・幼稚園）

本町には、公立の保育園が１園、私立の認定こども園が１園あります。保育認定は、共働き世帯の増加に伴い増加傾向となっておりますが、教育認定は減少傾向となっています。

		量の見込みと確保方策 （各年4月1日時点　単位：人）													
		令和2年度					令和3年度					令和4年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1,2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1,2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1,2歳
①量の見込み		47		84	2	40	51		92	2	41	50		88	2	46
②確保方策	保育園			129	12	54			129	12	54			129	12	54
	幼稚園	120					120					120				
	幼稚園で預かり保育を利用															
過不足②-①		73		45	10	14	69		37	10	13	70		41	10	8
実績保育園				87	5	40			83	5	29			70	4	44
実績幼稚園		46					49					48				

		量の見込みと確保方策 （各年4月1日時点　単位：人）									町内における施設数･定員
		令和5年度					令和6年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の希望強	左記以外	0歳	1,2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1,2歳	
①量の見込み		45		80	2	46	44		80	2	46	◆保育園 2園　定員：195 人 （2 号 129 人/3 号 66 人） ◆幼稚園　1園　定員：120 人 **令和 5 年度より** ◇保育園　1園　定員：150 人 （2 号 84 人/3 号 66 人） ◇幼稚園型認定こども園 1園　定員：120 人 利用定員　1号 35 人、2 号 20 人
②確保方策	保育園			84	15	51			84	15	51	
	幼稚園	55					55					
	幼稚園で預かり保育を利用	65					65					
過不足②-①		75		4	13	5	76		4	13	5	
実績保育園				71	6	54			74	10	51	
実績幼稚園		26					26					

■町内幼児教育・保育施設の状況

	対象年齢	保育時間	
		普通保育	延長保育
中央長沼保育園	生後 57 日以降	8 時半～17 時	7 時半～8 時半 17 時～19 時
認定こども園 長沼カトリック 聖心幼稚園	【教育認定 1 号】 満 3 歳以上 【保育認定 2 号】 3 歳児クラス以上	【教育認定 1 号】 8 時半～14 時 【保育認定 2 号】 標準時間 7 時半～18 時半 短時間 8 時半～16 時半	7 時半～8 時半 16 時半～19 時

■町内幼児保育施設（２号、３号）　入園者数の推移（各年４月１日現在）

単位:人	定員	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央長沼保育園	令和 4 年度まで 150 人(2 号 90 人/3 号 60 人) 令和 5 年度以降 150 人(2 号 84 人/3 号 66 人)	119	112	116	131	135
南長沼保育園 (令和 5 年 4 月 1 日閉園)	令和 4 年度まで 45 人(2 号 39 人/3 号 6 人)	13	5	2	–	–
認定こども園 長沼カトリック 聖心幼稚園	令和 5 年度以降 20 人(2 号 20 人/3 号 0 人)	–	–	–	15	20
町全体	令和 4 年度まで 195 人(2 号 129 人/3 号 66 人) 令和 5 年度以降 170 人(2 号 104 人/3 号 66 人)	132	117	118	146	155

※定員について、(　)内は認定別内訳。町内の入園者のみ。

※保育認定　1 号:満 3 歳以上で保育の必要のない児童
2 号:満 3 歳以上で保育を必要とする児童
3 号:満 3 歳未満で保育を必要とする児童

■町内幼児保育施設（２号、３号）　年齢別の入園者数・入園率（対人口割合）の推移
（各年４月１日現在）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0歳児	5	11.1%	5	9.4%	4	8.0%	6	13.6%	10	20.8%
1歳児	15	41.7%	14	31.1%	22	38.6%	23	45.1%	23	47.9%
2歳児	25	44.6%	15	37.5%	22	53.7%	31	59.6%	28	50.9%
3歳児	25	38.5%	27	50.0%	15	40.5%	28	62.2%	39	76.5%
4歳児	30	60.0%	26	40.0%	27	50.9%	26	66.7%	28	57.1%
5歳児	32	55.2%	30	61.2%	28	42.4%	32	59.3%	27	62.8%
合　計	132	42.6%	117	38.2%	118	38.8%	146	51.2%	155	52.7%

※人数は各年4月1日。入園率は各年4月１日の入園者数÷住民基本台帳人口で算出。町内の入園者のみ。

■町内幼児教育施設（１号）　入園者数の推移（各年４月１日現在）

単位:人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	22	16	11	10	6
4歳児	9	22	15	4	13
5歳児	15	11	22	12	7
計	46	49	48	26	26

※人数は各年4月１日。町内の入園者のみ。

2　地域子ども・子育て支援事業

（１）利用者支援事業

		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	母子保健型	（1 か所）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②確保の内容	母子保健型	（1 か所）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績		母子保健型	1	1	1	1	0
		こども家庭センター型	－	－	－	－	1

子ども育成課内に令和２年に子育て世代包括支援センターを開設しました。また。令和５年度末には子育て世代包括支援センターを廃止し、令和６年度にこども家庭センターを設置して、子育てに関する様々な相談に対応しました。

（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人回/年	4,489	4,608	5,024	4,965	4,905
	②確保の内容	人回/年	4,489	4,608	5,024	4,965	4,905
		か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績		人回/年	3,238	2,633	3,937	2,904	
		か所数	1	1	1	1	1

子育て支援センター「はぴはぽ」において親子の交流、遊びの場の提供、子育て相談、子育てサークルへの支援など子どもとその家庭への支援を行いました。

■子育て支援センター活動実績（令和５年度）

名称	回・件数	活動の概要
一般開放	242 回	開放時間 10:00～15:30（月曜日～金曜日　年末年始は休館） 利用延べ人数／2,904 人
子育て相談等	68 件	発育、兄弟関係、入園（保育園・幼稚園選択）などの相談を受ける
ママ講座	6 回	利用延べ人数／105 人
よちよち広場	10 回	登録数／29 組　参加延べ人数／185 人
なかよし広場	10 回	登録数／25 組　参加延べ人数／153 人
お誕生会	6 回	参加延べ人数／150 人
すくすく相談	12 回	利用延べ人数／121 人
リサイクル会	1 回	各自、家庭で使わなくなった子ども服を持ち寄り必要なものを持ち帰る ※主催～ちびっこクラブサークル
その他季節行事	8 回	5月／こどもの日（17 人） 7月／わんぱくの森（夏）（40 人） 12 月／クリスマス会（54 人） 1月／わんぱくの森（冬）（22 人） 2月／豆まき会（19 人）

名称	回・件数	活動の概要
子育て情報の発信	12 回	・子育て支援センターおたより「はぴはぽ」を毎月発行 ・子育てに関する情報・開催事業の案内等発信 （配布場所：町内幼稚園・図書館・子ども発達支援センター・りふれ・乳幼児健診・子育て支援センターはぴはぽ） ・町内回覧 ・町 HP ・保健師の新生児訪問時に子育て支援センターの案内とカードを配布
乳幼児健診への参加	24 回	乳児健診（4 か月、7 か月、10 か月）、幼児健診（1 歳 7 か月、3 歳 1 か月）時に、子育て支援サービスの紹介や子育てについての相談を受け付ける

（３）妊婦健康診査

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人/年	728	756	728	700	644
	②確保の内容	人/年	728	756	728	700	644
		実施体制	妊婦一般健康診査（14 枚）・超音波検査受診票（6 枚）を交付				
実績		受診実数	79	83	72	72	
		年間延件数	658	539	449	522	

妊娠届の減少により、計画期間中の実績は量の見込みを下回って推移しています。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人/年	54	52	54	52	50
	②確保の内容	人/年	54	52	54	52	50
		実施体制	乳児家庭について全戸訪問				
実績		対象人数	53	50	42	46	
		実施人数	53	50	42	46	

保健師が全戸訪問しました。出生数の減少により、量の見込みを下回っています。

（５）養育支援訪問事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人/年	2	2	2	2	2
	②確保の内容	人/年	2	2	2	2	2
		実施体制	養育支援が必要な家庭に対し、実施				
実績		対象数	3	2	1	3	
		訪問件数	3	2	2	8	

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人/年	0	0	0	0	0
	②確保の内容	人/年	0	0	0	0	0
		実施体制	必要に応じて検討				
実績		人／年	0	0	0	0	

町内に施設がないため、事業としての実施見込みはありませんでしたが、実際に利用希望もありませんでした。

（７）一時預かり事業

①幼稚園型

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人日/年	3,386	3,657	3,589	3,251	3,251
	②確保の内容	人日/年	3,386	3,657	3,589	3,251	3,251
実績		人日/年	1,960	3,225	3,969	1,233	

令和４年度は実績が量の見込みを上回りましたが、現在の施設規模で計画期間中のニーズは確保されました。

②幼稚園型以外

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人日/年	61	64	66	63	62
	②確保の内容	人日/年	61	64	66	63	62
実績		年間延人数	7	6	0	175	

保育園１園、認定こども園１園で１日当たり概ね 19 人以内を定員として実施しており、行事等がある場合は受け入れができないという課題があり、量の見込みを大幅に下回る実績で推移してきましたが、令和５年度から認定こども園長沼カトリック聖心幼稚園において受入れ枠を増加したことで利用者が増加しました。

（8）ファミリー・サポート・センター事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人日/年	582	616	628	596	591
	②確保の内容	人日/年	582	616	628	596	591
実績		利用延べ件数	804	801	395	315	

一時的な子どもの預かり先となっており、利用者へ適切な情報提供を行うとともに、保護者の希望に沿った利用につながるように連絡・調整に努めました。

令和４年度から実績が大幅に減っているのは、利用頻度の高かった家庭の利用がなくなったためです。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の登録者数・利用者数の推移

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ファミリー・サポート・センター事業	サポート会員	11	13	18	22
	リクエスト会員	97	108	125	128
	ダブル会員	7	8	10	13
	利用延べ件数	804	801	395	315

（9）延長保育事業

		区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	国基準		人	0	0	0	0	0
		国基	4月1日	人	52	55	55	52	52
		準外	年度末	人	104	112	113	106	106
	②確保の内容	実施場所（か所数）			2	2	2	2	2
実績		登録人数（4月1日）			92	77	79	100	111
		登録人数（年度末）			111	101	99	114	

中央長沼保育園及び認定こども園長沼カトリック聖心幼稚園において、午前７時 30 分から午後７時まで延長保育を実施しました。

（10）病児・病後児保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	人/年	84	89	90	86	85
	②確保の内容	人/年	84	89	90	86	85
		実施体制	町外の施設を利用した場合の費用を助成				
実績			町外の施設を利用した場合の医療費を助成した				

現在、町内に施設はありませんが、町外の施設を利用した場合の医療費を全額町で助成しました。

（11）放課後児童健全育成事業

■町営ながぬま児童クラブ　登録者数の推移

		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計	①量の見込み	合計	129	128	112	110	102
		1年生	42	30	25	36	27
		2年生	26	41	27	22	33
		3年生	32	22	32	21	18
		4年生	15	21	13	19	12
		5年生	9	8	10	6	8
		6年生	5	6	5	6	4
	②確保の内容	合計	112	112	112	112	112
実績			121	123	114	123	134

令和元年までは、町内６か所で実施していましたが、令和２年度からは、児童センターぽっくる内の１か所（定員 112 人）に集約して実施しました。

民設民営の児童クラブとして、平成 27 年より「聖心幼稚園放課後児童クラブ」（定員 30 人）、令和６年度より「まおい学童クラブ」（定員 25 人）がそれぞれ開設されました。

■放課後児童クラブ別　登録者数の推移

単位：人	定員	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長沼児童クラブ	112	121	123	114	123	134
聖心幼稚園	30	49	26	19	33	36
まおい学童クラブ	25	ー	ー	ー	ー	13
町全体	167	170	149	133	156	183

※町内3ヵ所(長沼児童クラブ・聖心幼稚園・まおい学童クラブ)の各クラブは、重複登録が可能。

（12）多様な主体が参入することを促進するための事業

令和５年度からの長沼カトリック聖心幼稚園の認定こども園化や、令和６年度からのまおい学童クラブ開設への相談、支援、指導等を行いました。

3　その他の子育て支援

（１）放課後子ども教室事業

■放課後子ども教室　利用者数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	人	24	22	12	22
2年生		9	22	17	10
3年生		21	11	12	11
4年生		18	16	13	12
5年生		19	15	14	12
6年生		9	14	10	8
延べ日数		121 日	92 日	125 日	125 日

地域の方々の参画を得て、学校や公共施設を活用し、学習やスポーツ・文化体験活動、学年や世代を超えた交流など、様々な活動を行いました。

（２）子ども発達支援センター

■子ども発達支援センター　利用者数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通級児		45	39	40	41
内訳	未就学児	34(うち新規 8)	32(うち新規 8)	32(うち新規 10)	35(うち新規 19)
	小学生	11	7	8	6
プール指導		10	7	13	8

子ども発達支援センターでは、発達相談や困りごとなどに対して、家族を含めた個別支援を行いました。

第２章　第２期子ども･子育て支援事業計画の取り組み状況（次世代育成支援行動計画）

基本目標１　子どもの健やかな育ちを応援するまち

（１）「子ども目線」のまちづくり

・学習支援アドバイザーによる適応指導教室を開設しました。また令和６年度より新たに中学校にサポートルームを開設しました。
・都市公園や保育施設、学校施設、児童センター等の改修、補修、遊具等の定期点検を実施しました。

（２）遊びや生活体験への支援

・児童生徒の豊かな心を育成するための自然体験活動や、土曜日の学習支援での様々な体験学習を企画実施しました。
・町民全体が参加できるスポーツ大会や各種スポーツ教室、クラシックコンサートや舞台公演事業等を開催しました。
・読み聞かせは、コロナ禍の中断後関係団体と連携して定期的に開催しました。その中で読書、育児についての相談を随時行いました。
・乳幼児期には保育園、すくすく相談、乳幼児健診などで健康的な食生活を身につけるための指導や行事を実施しました。
・小学校で「食に関する指導」、地元食材の給食への活用や献立表に地元食材使用を明記するなどの情報提供等を実施しました。令和５年度実績で学校給食の主食(米・麦)は地元産が 100%、野菜は地元産が 22.4%、道内産が 43.3%、道外産が 34.3%でした。

（３）豊かな「学び」への支援

・国の GIGA スクール構想による１人１台端末活用の指導方法の工夫改善を行いました。
・幼保小の連携として、コロナ禍以降の令和４年度から園児の小学校の見学や学芸会の参観を再開しました。幼稚園、保育園、小学校の教員が相互に授業や学校行事を参観したほか、幼児・児童の実態や課題について情報交換を行いました。また、子どもの発達に関する研修会を実施し、一緒に受講しました。
・令和６年度から、公立保育園から私立認定こども園へ一部給食の供給を実施し、認定こども園で実施している一時預かり事業の充実を図りました。
・保育士や教員の研修の機会を活用し、指導能力の向上、法令遵守の意識を高める取り組みを行いました。
・障がいのある子どもに対し、特別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を整備し、子ども一人一人の教育的ニーズに対応した指導と支援に努めました。

（４）発達・療育への支援

・子ども発達支援センターで、乳幼児健診や保護者、関係機関からの相談などを受け付け、子ども一人一人の発達に応じた指導を実施しました。入学後も必要に応じて連携した支援が行えるよう取り組みました。

・幼稚園や保育園と小学校が連携し、支援を必要とする児童や保護者に教育相談を行うなど、就学前から学齢期にかけての支援の充実に取り組みました。

・岩見沢児童相談所の巡回児童相談を年２～３回開催し、保護者や学校などからの相談により、発達の確認や療育手帳の更新などの場として活用しました。

・保育園では、発育・発達に心配のある児童を受け入れ、支援を行いながら保育し、成長・発達を促す取り組みを行いました。

・放課後児童クラブにおいても、保護者面談や関係機関・学校との情報共有と連携により配慮が必要な児童の受け入れに努めました。

・障害者手帳の交付や各種手当、医療費助成等の手続きが円滑に進むよう連絡調整を行うとともに相談対応、ケアマネジメントにより支援を行いました。

・各種届出や手当等の案内、勧奨を行い、適切な給付に努めました。

・医療的ケア児支援のための協議の場は、圏域内に正式な形では設置されていませんが、関係機関との情報共有や、対応策を検討、個別支援を実施しました。令和４年度にコーディネーターを１名配置しました。

（５）次代の親への支援

・保健師による小学校高学年を対象とした健康講話を実施しました。

・関係機関と連携し、中学校で薬物乱用防止教室を実施しました。

・保健室だよりを通して、児童生徒や保護者への啓発活動を実施しました。

基本目標２　安心して産み健やかに育てられるまち

（１）母子保健の充実と切れ目のない支援

・母子健康手帳交付時の保健指導、相談や母親学級・両親学級で健康教育等を実施しました。
・ハイリスク妊婦に対しては、令和２年度から令和５年度まで子育て世代包括支援センターで、令和６年度からはこども家庭センターで母子保健部門と児童福祉部門が一体的に支援を実施しました。
・出生した児に対しては、乳児家庭全戸訪問事業として生後２か月までに保健師が訪問し支援を行いました。
・産後ケア事業を令和３年度から開始し、町外施設と連携して、訪問型や通所型など希望に沿った利用ができるよう事業を実施しました。
・新生児から児童・生徒まで各種検査、健診を行い疾病の早期発見や健康相談、療育指導へとつなげました。

（２）地域の子育て支援の充実

・保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、保育園での保育を実施しました。また、研修等による保育士の質・専門性の向上に努めました。
・令和５年度より、町内認定こども園での一時預かり事業の受け入れ対象年齢を拡大して実施しました。
・ファミリー・サポート・センター事業は、一時預かりや送迎支援を中心に実施しました。また、事業の周知やサポート会員の養成等ネットワークづくりに努め、会員数が増加しています。
・病児保育事業は、町内に実施施設が無い状況ですが、近隣の診療所で利用した場合に医療費を全額町が負担しています。
・子育て支援センターは、親同士が自由に交流できる場としての開放や子育てサークルへの会場提供などの側面的支援、関係部署との連携による保護者への相談等を実施しました。

（３）放課後児童への支援

・放課後児童クラブ指導員の資質向上のため、研修等への参加を推進しました。
・地域人材を活用した放課後子ども教室を実施しました。児童センターを活用した教室については、関係課で情報共有を行い指導にあたりました。

（４）子育て家庭の経済的負担軽減

・児童手当、乳幼児等医療費助成、未熟児養育医療、出産育児一時金、就学援助費等の給付、各種届出の案内や勧奨を実施しました。
・軽度・中等度難聴児に対し、令和４年度より補聴器購入費（修理費）の一部を助成しました。

基本目標３　子どもと子育てを地域が応援するまち

（１）家族と地域の教育力アップ

・子育て支援センターで自主的に活動している子育てサークルの側面的支援を実施しました。
・子育て中の保護者を対象に、mama 講座を年 6 回実施しました。
・小中学校で、学校と PTA が中心となり、家庭教育学級として講演等を実施しました。
・青少年育成町民会議主催による子どもフェスティバルを令和 5 年度より開催しました。
・長期休業中の小学校の学習会に学習支援ボランティアを派遣しました。
・地域人材を活用し、放課後子ども教室や児童センターでのワークショップを実施しました。

（２）子どもへの虐待の防止

・令和 6 年度に作成した関係者向けの「児童虐待防止マニュアル」を要保護児童対策地域協議会で説明し、連携を深めました。
・町広報紙への掲載や公共施設へのポスター掲示、学校での資料配布・活用により、虐待や DV に関する意識啓発に取り組みました。
・民生委員児童委員協議会への研修を行ったり、社会福祉協議会の活動のための財政支援を行いました。
・虐待予防ケアマネジメントシステム、養育者支援保健・医療連携システム、児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム（おや？おや?安心サポートシステム）等により把握した、虐待予防のための支援が必要な対象に対し継続支援を行いました。

（３）安全で安心な子育て環境

・歩道の修理、冬期間の除排雪を実施しました。
・子育て世帯に配慮し、２～３LDK の町営住宅を整備しました。
・ベビーベッド、おむつ交換スペースなどの設備のある公共施設や公園等の維持管理を実施しました。
・学校、地域、保護者が協力して登下校時の見守りや巡回を実施しました。また、スクールガードリーダー事業を令和 2 年度まで活用しました。
・小学校の統廃合に合わせ「子ども 110 番の家」事業参加者の見直し（追加、廃止）を実施しました。
・連続照明箇所を LED ライトバルブ灯に交換するとともに、街路灯、防犯灯の不点修理を実施しました。
・学校での安全教育、不審者対応マニュアルの周知を行いました。
・年度ごとに防災計画の見直しを行いました。一日防災学校の実施により、防災意識の啓発と防災体制の充実を図りました。

・青少年センター青少年指導員（補導員、民生委員、知識経験者）による、下校時や夕やけ市での巡回を実施しました。
・青少年育成町民会議が、青少年センター青少年指導員、小中学校 PTA、防犯協会と連携し、盆踊り等イベント時の見回りを実施しました。

基本目標４　子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

（１）仕事と生活の両立支援

・ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法等の関連ポスターの庁舎内掲示や「道民家庭の日」パンフレットの窓口設置等により周知を図りました。

（２）男女共同参画の推進

・関連ポスターの庁舎内掲示による周知や、学校教育を通じて人権尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画すること等の指導を行いました。
・配偶者からの暴力等の相談に対応し、必要に応じて相談センター等を紹介しました。
・起業時の税の軽減や融資要件の緩和に関する支援を実施しました。

第３部　施策の展開

第１章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提にしつつ、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、子育てに関する新たな支えあいの仕組みを構築することを目的としています。

本町では、子ども・子育て支援法の考え方や長沼町総合振興計画、これまでの取り組みを考えあわせ、子どもとその家庭だけでなく地域社会全体で町民と行政が協働しながら、あたたかな見守りと安心して子どもを産み育てられる町をつくることを目指し、子育て支援の充実に取り組んできました。

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域社会の宝でもあります。今後とも子どもの最善の利益を第一に考えつつ、家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、協力しあって次世代育成の歩みを進めていく必要があります。

したがって、本計画では、これまでの計画の基本理念を引き継ぎ、下記のとおり設定します。

2　子ども・子育て支援の視点及び基本目標

本計画では、子ども・子育て支援新制度における「子どもの最善の利益」と子育て支援策を通した基本理念の実現を目指すため、次の３つの視点をもって基本目標を設定します。

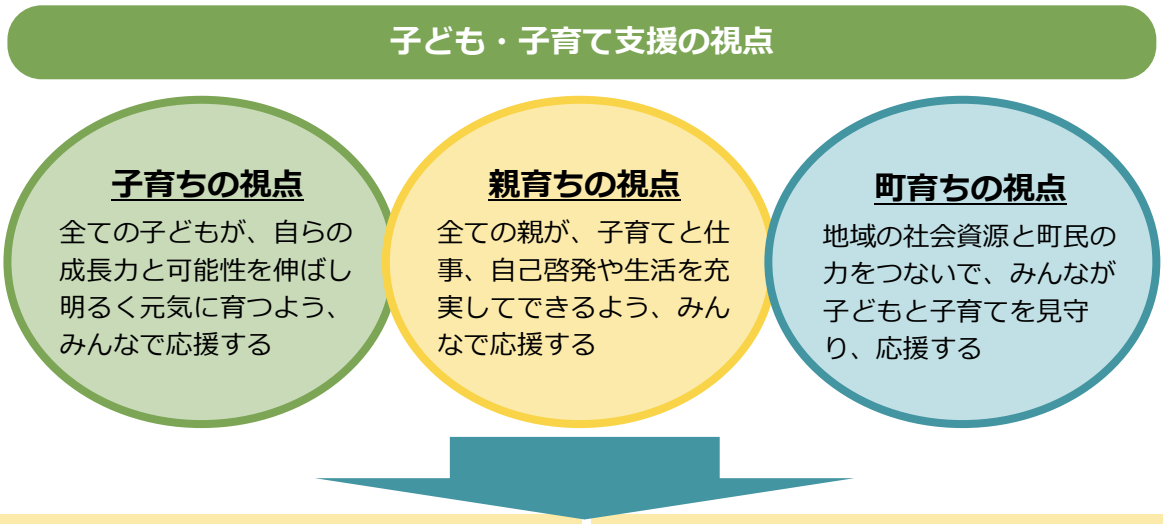

基本目標１　子育ち

子どもの健やかな育ちを応援するまち

全ての子どもの人権が尊重され、様々な学習や生活体験を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長させ、どんな時にもたくましく希望をもって生き抜くよう、子どもの育ちを応援するまちを目指します。

基本目標２　子育ち　親育ち

安心して産み健やかに育てられるまち

母親が安心して健やかな子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産期から切れ目なく支援します。そのため、母子保健や保育サービスなどの子育て支援策の充実と、子どもと子育て家庭の暮らしを支える体制が整った、子育て応援のまちを目指します。

基本目標３　子育ち　親育ち　町育ち

子どもと子育てを地域が応援するまち

これから子どもの親になる人も、今、子育て中の人も、すでに子育てを終えた人も、誰もがこぞって子どもを守り育てる、子どもと子育てを応援するまちを目指します。全ての子育て家庭が、子育てに喜びと楽しみを実感できるよう、地域の人材や資源をつなぎ、行政と一体となって、ふれあいや見守り、様々な子育て支援に取り組みます。

基本目標４　子育ち　親育ち　町育ち

子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

仕事、家庭、子育て、個人の自己啓発などを、バランスよく行えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。また、子育てを男女が協力しあいながら進められるよう、男女共同参加意識の向上に努めます。

3　計画の体系

基本理念	基本目標	主な取り組み
地域のなかで あたたかく見守り 子どもを育てるまち ながぬま	1 子どもの健やかな育ちを応援するまち	1 「子ども目線」のまちづくり
		2 遊びや生活体験への支援
		3 豊かな「学び」への支援
		4 発達・療育への支援
		5 次代の親への支援
	2 安心して産み健やかに育てられるまち	1 母子保健の充実と包括的な切れ目のない支援
		2 地域の子育て支援の充実
		3 放課後児童への支援
		4 子育て家庭の経済的負担軽減
	3 子どもと子育てを地域が応援するまち	1 家族と地域の教育力アップ
		2 子どもへの虐待の防止
		3 安全で安心な子育て環境
	4 子育てと仕事の両立支援と男女共同参画	1 仕事と生活の両立支援
		2 男女共同参画の推進

★子ども・子育て支援新制度に基づく事業

第２章　第３期計画における主な施策の推進

基本目標１　子どもの健やかな育ちを応援するまち

（１）「子ども目線」のまちづくり

子どもの人権を守り、その声に耳を傾けながら、子どもが次代の地域社会の担い手として活躍できるよう努めるとともに、子どもの目線に立った施設等の整備や町の全ての子育て家庭への情報提供、広報啓発活動による子ども・子育て支援情報の共有化を図ります。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
1	子どもの権利擁護	おとなも子どもも誰もが人権を尊重する意識を高めるため、人権について広報啓発活動を行います。学校教育では、各教科等の特質に応じ教育活動全体を通じて人権教育を進めるとともに、人権擁護委員協議会等の関係機関と連携した取組の充実を図ります。		学校教育課
2	子どもが相談しやすい体制づくり	子どもたち自身が、周囲に気兼ねなく自由に相談できる体制づくりと、指導者の人員確保を進めます。 ・スクールカウンセラーの派遣 ・教育相談電話 ・国や道の電話相談一覧の周知 ・児童相談所による巡回相談 ・学習支援アドバイザーによる適応指導教室 ・不登校児に対応する人員の確保 ・中学校内にサポートルームを設置		学校教育課
3	安全・安心で身近な遊び場づくり	子どもと保護者が安全に安心して使える身近な遊び場を適切に配置するとともに、子どもの発達段階を考慮した整備や、子どもたちが安全に使用できるよう町民等と協働した維持管理を行います。学校校舎の老朽化が著しいことから、引き続き、児童生徒の安全を第一に考えた計画的な補修などを行い、教育環境を整備していきます。	都市公園、保育施設等	都市整備課
			学校施設　等	学校教育課
			児童センター、保育施設　等	子ども育成課

（２）遊びや生活体験への支援

児童生徒のほか、町民全体が参加できるスポーツ大会や各種スポーツ教室、収蔵美術作品展、移動芸術鑑賞、クラシックコンサートなど芸術・文化に親しむ機会の充実を図ります。学校図書館司書を町単独で配置し、図書に親しみやすい環境づくりを推進します。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
4	体験活動と学習機会の充実	自然体験、社会体験、文化芸術体験、ボランティア活動等の機会を提供し、その中から学ぼうとする心を育みます。	校外学習、総合的な学習の時間、職場体験 等	学校教育課
			総合学習支援、体験学習 等	社会教育課
5	各種青少年団体等の活動促進	関係課局や関係団体・機関等と連携して各種青少年活動等の活発化を目指します。 ・スポーツ少年団の活動支援 ・指導者の育成		社会教育課
6	生涯スポーツと健康づくりの習慣化	長沼町スポーツ推進計画に基づき、長沼町スポーツ推進委員会や各スポーツ団体と連携し、健康で活力に満ちた生涯スポーツ社会の実現と町民一人一人のライフステージに応じた、各種スポーツ大会を開催し、技術力向上や、町民の誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、子どもから高齢者までの体力・運動能力向上のため、各種スポーツ教室を開催します。		社会教育課
7	芸術・文化等にふれ、体験する機会の充実	次代を担う子どもたちが、すぐれた芸術文化などに触れたり体験することで、豊かな感性と人と共感する心を育むことができるよう、鑑賞・体験機会等の充実を図ります。 ・児童生徒作品展 ・収蔵美術作品展 ・移動芸術鑑賞　等		社会教育課
8	読書活動の推進	本に親しみ、広い視野と考え方等を身につけ、様々な歴史や社会、異文化等を知り、豊かな感性と知識、人間性を育む読書活動の活発化を目指します。児童生徒や教職員の情報ニーズに対応した取り組みを推進します。関係団体と協力して各種事業を継続します。	学校図書の充実	学校教育課
			ボランティア団体の育成、図書館事業（青空図書館・図書館秋まつり・クリスマス会・一日司書体験・児童映画会等）の充実	社会教育課
9	絵本の読み聞かせ	乳幼児の頃から本に親しむ習慣を身につけるため、関係団体と連携しながら絵本の読み聞かせや紙芝居などの活動を促進します。 ・親子の絵本読み聞かせ ・乳幼児期における読書相談		社会教育課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
10	食育の推進	長沼町食育推進計画に基づき、正しい食習慣と地域の食文化を子どもに伝える、新しい食文化を創るなどの取り組みを、関係課・団体等と連携しながら取り組みます。 小中学校では、栄養教諭による食に関する指導を継続的に行えるよう検討します。	乳幼児食育事業の推進、親子の栄養管理の充実	保健福祉課
			保育園や子育て支援センターにおける食育の推進	子ども育成課
			学習支援活動（長沼産農産物に関する学習）	社会教育課
			小中学校における食育の推進	学校教育課

（３）豊かな「学び」への支援

子どもが、子ども自身がもつ能力と可能性を開花させていけるよう、良好で適切な成長環境を整えながら、家庭、学校、地域が一体となって子どもの豊かな心と生きる力を育んでいきます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
11	学校教育の充実	子どもが主語となる授業改革を通じて学力向上に取り組むとともに地域の教育資源を活用した学習活動の充実を図ります。		学校教育課
12	学力向上対策の推進	国の教育DX事業指定の取組成果を生かし、１人１台端末とクラウド環境を活用した指導方法の改善充実を図ります。		学校教育課
13	「心の教育」の充実	道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進し、子どもの道徳性を育成する取組の充実を図ります。		学校教育課
14	特別支援教育の推進	独別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を整備するとともに、関係機関との緊密な連携のもと、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実を図ります。		学校教育課
15	幼保小の連携強化	幼稚園、保育園と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて情報交換を行なうほか、合同の研修会を実施し、一貫した教育への連携を強化します。 ・私立幼稚園・保育園園児の小学校訪問 ・幼稚園・保育園、小学校の教職員が相互に授業や学校行事の参観等を実施		子ども育成課 学校教育課
16	幼保の連携強化	幼稚園と保育園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育を充実します。公立保育園から私立認定こども園へ一部給食の供給を実施することで、認定こども園で実施している一時預かり事業の充実を図ります。		子ども育成課
17	教職員・相談員等の資質・能力向上対策の推進	職員の資質と専門性、知識・技術の向上を図るため、研修等を充実します。研修実施、職員会議、人事面談等を通じて、職場全体の意識、職員個人の主体的なコンプライアンスへの意識を高めていきます。	町内保育士研修	子ども育成課
			各種研修会	学校教育課

（４）発達・療育への支援

子ども一人一人がもつ個性を尊重した適切な発達支援と療育等を推進し、発達が気になる子どもとその保護者へ必要な相談・支援等を行っていきます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
18	療育体制の充実	障がい等の早期発見、早期療育等を、関係課局・機関等と連携しながら、総合的・効果的に推進するため、長沼町特別支援教育推進会議や担当者連絡会議を開催するなどして、障がい児等の療育体制の充実を図ります。小学校が幼稚園・保育園と連携し、特別な教育的支援を必要とする子ども及びその保護者に対する教育相談を行うなど、就学前から学齢期にかけての切れ目のない支援の充実を図ります。		子ども育成課 学校教育課
19	児童相談所巡回相談	岩見沢児童相談所の児童福祉司・心理士等により、児童の心身の発達相談や育児等に関する相談、診断等を行います。児童の発達の確認や保護者の相談に対応し、児童の状況に合わせた療育や保育、学校での対応に活用します。	年3回実施	岩見沢児童相談所
			各学校や幼稚園・保育園や町広報紙等での広報を行い、円滑な利用になるよう調整します。	子ども育成課
20	子ども発達支援センターの充実	子ども発達支援センターで、運動やことば、コミュニケーション等の発達が気になる子どもとその家族の相談を受け、必要な支援を行います。また、指導員が乳幼児健診の場を活用して、発達の面で気になる乳幼児を中心に相談支援等を行い、必要な場合は療育へつなげます。		子ども育成課
21	障がい児保育の推進	心身に障がいのある児童や、発育・発達に心配のある児童で、集団保育が可能な児童を受け入れ、児童の健全な成長、発達を促すとともに、障がい児保育の充実を図ります。		子ども育成課
22	放課後児童クラブへの障がい児の受け入れ	保護者の就労等で家庭での保育が困難で、集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がい児の受け入れを図ります。		子ども育成課
23	手当てや医療費の給付による支援	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児介護手当等や、重度心身障害者医療費助成、育成医療等の給付により、児童とその家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	関係課・関係機関と情報を共有し、対象者や養育者に内容を説明するとともに、各種届出等について案内・勧奨を行うなど、適切な給付となるよう実施します。	税務住民課
			障害者手帳交付時に各種手当を説明し、適切なサービスにつながり、申請の手続きが円滑に進むよう連絡・調整を行います。	保健福祉課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
24	障がいのある子どもとその家庭への支援	制度に基づく手当等の支給を行うとともに、適切な相談対応やケアマネジメントのもとで、子どもとその家庭を支援していきます。	保健福祉課
25	医療的ケア児への対応	必要に応じ、関係機関との情報共有や対応策を検討し個別支援を実施します。	子ども育成課 保健福祉課

（５）次代の親への支援

次代の親となる子どもたちの心と体の健康づくり・衛生意識の向上に取り組みます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
26	学校との連携による思春期保健の推進	地域保健部門と学校が連携し、思春期の心と身体の健康づくりを推進します。（アルコール、薬物、たばこについての教育、性教育など）	健康づくりに関する講話依頼などに対し講師派遣を行います。	保健福祉課
			関係機関と連携して薬物乱用防止教室を実施するなど、今日的な健康課題を踏まえた取組の充実を図ります。	学校教育課
27	学校保健の推進	保健室だよりの発行等を通じて、子どもや保護者への健康課題（喫煙、飲酒、薬物など）に関する啓発活動の充実を図ります。		学校教育課

基本目標２　安心して産み健やかに育てられるまち

（１）母子保健の充実と包括的な切れ目のない支援

親子の心身の健康づくりや相談、情報提供等各種の取り組みを進め、親になることや子どもを育てることに伴う不安を軽減するとともに、子育て中の親子が孤立しないよう支援していきます。また、妊娠、周産期、産後を含め、母子の安全と健康を守るため、関係医療機関と連携し、妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援を行います。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
28	不妊治療費助成事業	一般不妊治療に加え、先進不妊治療に係る費用の一部を助成します。	保健福祉課
29	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、健康に子どもを産み育てるために、妊娠の届出を受けて母子健康手帳を交付します。	保健福祉課
30	妊婦等包括相談支援事業 （妊産婦等への保健指導等）	母子健康手帳交付時に妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行います。ハイリスク妊婦に対しては、継続的に相談、支援を行います。	保健福祉課
		ハイリスク妊婦等に対し、安全安心な妊娠出産を行えるように児童福祉部門と母子保健部門の一体化した支援を推進します。	子ども育成課
31	妊婦健康診査の費用の助成	母子保健法に基づき、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査に係る費用を助成します。	保健福祉課
32	妊産婦安心出産支援事業	妊産婦健診と出産に係る産科医療機関までの交通費の一部を助成します。	保健福祉課
33	母親学級の開催	母子共に健康な妊娠期間を過ごすとともに、安全な出産を迎えるための知識の普及を図ります。	保健福祉課
34	両親学級の開催	両親が子どもの身体や発達のメカニズムを理解するとともに、父親・母親の役割等について健康教育を行います。	保健福祉課
35	新生児聴覚検査費用の助成	新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。	保健福祉課
36	新生児訪問の実施 （乳児家庭全戸訪問事業）	出産後の母親の体調や子どもの健康・発達状態を確認するため、乳児の身体計測、育児へのアドバイスや母子保健事業、予防接種事業等の説明・指導を行います。	保健福祉課
37	産後ケア事業の実施	町外施設と連携した形で産後ケア事業を実施。訪問型、通所型、短期入所型の3形態で、助産師から育児のアドバイスやケアを受けられる産後ケア事業を提供します。	保健福祉課
38	予防接種の実施	予防接種法に基づき、感染のおそれのある病気の発生と蔓延予防のため、四種混合・BCG・麻しん・風しん・ヒブ・小児肺炎球菌・二種混合等の予防接種を実施します。	保健福祉課
39	１か月児健康診査の実施	乳児期の健康の維持や疾病の予防のため、1 か月健康診査に係る費用の一部を助成します。	保健福祉課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
40	乳児健康診査の実施	母子保健法に基づき、3～4か月児と経過観察中の乳児を対象とした健診（小児科医師の診察、身体計測、保健指導・栄養指導等）を実施するとともに、アンケート等で確認し虐待の予防や早期発見、育児不安の軽減を図ります。	保健福祉課 子ども育成課
41	幼児健康診査の実施	母子保健法に基づき1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施します。 健康診査では、小児科医師の診察、歯科検診、身体計測のほか、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・作業療法士等による指導・相談支援を行い、成長発達等の確認をします。	保健福祉課 子ども育成課
42	歯科保健の実施	歯科医師、歯科衛生士による歯科検診や、歯磨き指導、幼稚園、保育園でのフッ化物洗口を行い、う歯保有率の減少と健康な歯づくりを進めます。	保健福祉課 子ども育成課
43	乳幼児相談の実施	育児相談の希望がある乳幼児の保護者を対象に、電話や来所での相談を行います。	保健福祉課 子ども育成課
44	新入学児童健康診断、児童生徒の健康診断の実施	小学校に入学する児童の健康診断を行い、入学に当たっての健康指導や入学後の保健指導などにつなげます。また、学齢ごとに対象の児童生徒について、次のとおり検診を行います。 ・結核検診　・耳鼻科検診　・尿検査　・歯科検診 ・眼科検診　・心電図検査　・内科検診	学校教育課
45	養育者支援　保健・医療連携システム事業	医療機関等関係機関との連携・協力で、養育支援が必要な家庭（妊産婦・新生児・18 歳未満の児童）の情報を把握し、迅速・適切に対応します。	保健福祉課 子ども育成課

（2）地域の子育て支援の充実

多様化する子育て家庭のニーズを取り入れ、保育サービスの充実を図ります。

また、保護者と子どもの教育・保育施設への入園に対する意向を把握しながら、こども誰でも通園制度の制度化に向け準備を進めます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
46	通常保育事業 （施設型給付・保育所）	保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。	子ども育成課
47	保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、保育士の専門性向上、人材の安定的な確保を目指し、各種研修への参加を推進するとともに、職場内研修の充実を図ります。	子ども育成課
48	一時預かり事業 子育て活動支援事業 （在園児対象型・在園児対象型以外）	保護者の一時的な就労や病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを、幼稚園で受け入れ、保育を行っていますが、この事業を継続します。また、保育園で行っている一時預かりを継続するとともに、一時的な子どもの預け先になっている、ファミリー・サポート・センターの周知やサポート会員の養成等を行い、事業の充実を図ります。	子ども育成課

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
49	病児保育事業利用に係る医療費の助成	病気中、病気の回復期にある児童を、保護者の就労などの理由により家庭で保育できない場合に、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を行う事業です。近隣の診療所で事業を利用した場合、医療費を全額町費負担します。		税務住民課
50	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	子育て家庭の育児不安などへの相談・指導を行うとともに子育て情報の提供等を行い、子育て家庭に対する支援を行います。また、親子が自由に交流できる場として子育て支援センターを開放するとともに、子育てサークルに対しては継続して支援を実施します。あわせて、関係課と連携して子育てや健康に関する相談、体験活動等を行います。		子ども育成課
51	地域子育て相談機関	地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものです。子育て家庭の中には行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、地域子育て支援センターと中央長沼保育園が、地域子育て相談機関としての役割を担い、こども家庭センターを補完します。		子ども育成課
52	子育て世帯訪問事業	家事・子育てに対して不安、負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、当該家庭の家事、子育て等を支援する事業です。家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを防ぐ目的があります。		子ども育成課
53	子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。		子ども育成課
54	情報提供・広報啓発活動の推進	関係課局が連携しながら、子育てや子どもの教育、医療、保健、福祉、生活等に係る情報提供を充実するとともに、町広報紙や各部門のお便り、ホームページ等を活用した計画的な広報啓発活動を進めます。	くれよん、はぴはぽ	子ども育成課
			学校だより	学校教育課
			広報まなびあい	社会教育課
55	こども誰でも通園制度の制度化	親が就労していなくても時間単位で子どもを預けられる新たな通園制度で、令和 8 年度からの本格実施に向け準備を進めます。		子ども育成課

（３）放課後児童への支援

小学校児童の放課後の安全と健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を充実します。また、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室等の連携を深め一体的に推進します。共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童への支援を進めます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
56	放課後児童クラブ	放課後児童クラブについて、指導員の資質向上及び内容の充実を図ります。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。	子ども育成課
57	放課後子ども教室	地域学校協働本部を基盤に、地域人材を活用した放課後子ども教室の充実を図ります。	社会教育課
58	児童センター	子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、健全な遊びの場を提供し、指導員が子どもの見守りと成長を支援します。	子ども育成課

（４）子育て家庭の経済的負担軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当、医療費助成等を行います。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等に対して相談や支援を行っていきます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
59	妊婦のための支援給付	妊娠確定時と、その後妊娠している子どもの人数に応じて給付金を支給します。	保健福祉課
60	児童手当の支給	児童手当法に基づき、児童を養育している保護者に手当を支給し、家庭の生活安定に寄与し、ひいては子どもの健全育成を図ります。	税務住民課
61	乳幼児等医療費の助成	高校生年代までの医療費を助成します。また、医療機関を対象に現物給付を行い利便性の向上を図ります。	税務住民課
62	未熟児養育医療給付	出生時体重が 2,000g 以下等の未熟児であって、医師が入院養育が必要と認めた場合に、その養育に必要な医療の給付を行います。	子ども育成課
63	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度で同様の給付を受けられる場合を除く）、出生児一子につき一時金を支給します。	税務住民課
64	産前産後期間に係る国民健康保険料の免除	出産する（した）被保険者に係る保険料のうち、出産予定月（又は出産月）の前月（多胎妊娠の場合は 3 か月前）から出産予定月（又は出産月）の翌々月までの期間に係る所得割と均等割を免除します。	税務住民課
65	出産祝い金の支給	長沼町の未来を担う子どもの出産を奨励、祝福するため、出産児の親権者が本町に出産日前引き続き 1 年以上住所を有し、かつ、居住し、子どもを出産した場合に出産祝金を支給します。	税務住民課
66	ひとり親家庭等への支援	制度に基づく手当の支給や福祉医療費助成などとあわせ、ひとり親家庭等への適切な相談・支援を行います。	税務住民課
67	利用者負担の軽減	就学前の教育・保育に係る利用者負担の軽減のため、多子世帯を対象とした保育料の軽減を行います。	子ども育成課
68	就学援助費の交付	経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学援助費を交付します。	学校教育課
69	特別支援教育就学奨励費の助成	特別支援学級に就学している子どもなどがいる家庭に対し、その世帯収入均等割に応じて、学用品、給食費等学校教育に係る費用の一部を助成します。	学校教育課
70	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達及び学力の向上を図るため、補聴器の購入と修理に係る費用の一部を助成します。	保健福祉課

基本目標３　子どもと子育てを地域が応援するまち

（１）家族と地域の教育力アップ

子どもを育てるのは親の責任ですが、地域もまた子ども、子育て家庭を見守りながら地域で一緒に子どもを育てるとの意識をもつことが大切です。教育の原点である家庭の教育力の向上と、子どもを育む地域の教育力の向上を図ります。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし	担当
71	子育て交流活動の促進	子育てサークルや保護者会、PTAなどの活動促進とネットワーク化を図るとともに、これらの活動への父親参加を促進します。	子ども育成課 学校教育課
72	子どもをもつ親への学習機会・情報の提供	子育て家庭を取り巻く社会が変化するなか家庭教育への支援を充実します。 ・家庭教育学級	社会教育課
73	親と子のふれあいを高める活動の推進	家庭や子育て等に関する親の意識が変化するなか、子育ての楽しさや喜びを深めてもらう一助とするために、親と子とのふれあいを高める活動を推進します。 ・mama 講座　・子育て支援センター事業	社会教育課 子ども育成課
74	家庭教育支援体制づくり	家庭、学校、地域、関係団体、高齢者等との連携を促進し、家庭教育支援体制づくりを進めます。地域人材を活用した、放課後子ども教室を通年実施します。学校支援事業においても同様に地域人材を活用します。	社会教育課
75	子ども会活動の促進	青少年育成町民会議が主催する子どもフェスティバルなど子ども活動の支援を進めます。	社会教育課
76	学校運営協議会の促進	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を推進します。	社会教育課
77	地域ぐるみで学校運営を支援する取り組みの推進	地域学校協働活動本部において、長期休業中の小学校の学習会への学習支援ボランティアの派遣を推進します。	社会教育課

（２）子どもへの虐待の防止

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、令和４年６月に児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととなりました。

また、令和６年６月には、子ども・若者育成支援推進法が改正され、市町村等が各種支援に努めるべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。

今後一層、関係課・機関等との連携を深めながら、虐待やＤＶの未然防止と早期の適切な対応を進めます。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
78	児童虐待・DV等への対策ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会を構成する関係課・団体等との連携を深めながら、連絡・相談・対策に係る緊密なネットワークを強化します。年に1回開催される要保護児童対策地域協議会代表者会議において、児童虐待対応マニュアルの説明を行います。		子ども育成課 保健福祉課 学校教育課
79	児童虐待等についての意識啓発	虐待やDVに対する基本認識をはじめ、それらの予防と早期発見、早期対応等についての意識啓発を推進します。	町広報紙、ポスターによる啓発活動	子ども育成課 保健福祉課
			学校における意識啓発（国や道が作成する各種資料を活用）	学校教育課
80	民生児童委員・社会福祉協議会活動の促進	民生委員児童委員協議会を主体に、各委員の活動を支援するとともに、社会福祉協議会も含め継続的な財政支援によりその取り組みを支援します。		保健福祉課
81	虐待予防体制の強化	健康診査や相談、健康教室等母子保健活動を通して、観察、訪問、養育支援、関係機関との連携を進め、日常的に児童虐待、DV等の未然防止を図ります。	乳幼児健診や面談で特に気になるケースを継続支援	保健福祉課
		18歳未満のヤングケアラーの発見・把握には教育委員会・学校等との協働で実施し、サポートプランを作成し、包括的・計画的に支援を行います。 18歳以上の若者ケアラーの発見・把握から外部サービスの導入まで、関係機関の協働で実施し、年齢による切れ目がないように支援を行います。		子ども育成課 学校教育課 保健福祉課
		児童虐待対応マニュアルを活用し、児童虐待に対する知識を深めます。		子ども育成課

（３）安全で安心な子育て環境

子どもが自らの身を守る力を育むとともに、地域が一体となった交通安全、防犯等の取り組みを促進するなど、町民が安全に生活できるまちづくりを推進します。

また、子どもや子育て中の町民、障がいのある人、高齢者等が安全に安心して暮らせる町にするため、バリア（障壁）のない、誰もが安全で安心できる生活環境づくりを推進します。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
82	通学路の安全確保	子どもや子ども連れの人の安全な通行を確保するため、歩道整備や冬期除排雪対策の充実を図ります。		都市整備課
83	道路・公共施設のバリアフリー推進	歩道と車道の段差解消、安全な公園・広場づくり、公共施設のバリアフリー化を進めます。町営住宅については、北海道UD公営住宅整備指針に準拠し、バリアフリーに配慮した住宅整備を実施します。		都市整備課
84	子育てに配慮した環境の整備	公共施設等において、ベビーカーの利用やベビーベッド、オムツ交換スペースなど、子育て家庭が安心して利用できる設備の整備を推進します。町営住宅は、子育て世帯に配慮し2LDKタイプの建設を検討します。		都市整備課
85	安全で安心な遊び場づくり	既存公園等の維持管理の充実や改善などにより身近な遊び場を充実するとともに、地域の特性に応じた公園等の整備を行います。		都市整備課
86	登下校時の子どもの安全確保	学校や地域、保護者が協力して登下校時の見守りや巡回等を行い、子どもの安全を確保します。		学校教育課
87	児童・生徒への交通安全教育の推進	交通安全協会や警察署と連携して交通安全教室等を実施するなど、交通安全教育の充実を図ります。		学校教育課
88	子どもを犯罪から守る活動の推進	子どもを犯罪から守るため、家庭、学校、保育所、地域、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、防犯協会や警察署と連携した取組を通じて、子どもの防犯に関する意識啓発の充実を図ります。	防犯協会とともに、地域の子どもの安全を守る「子ども110番の家」事業を推進します。	税務住民課
			防犯教室を実施します。	学校教育課
89	街路灯、防犯灯の整備推進	子どもたちを犯罪の被害から守るため、通学路等の街路灯、防犯灯整備を促進します。連続照明箇所のLEDライトバルブ灯への交換を進めます。		都市整備課
90	学校の安全管理の推進	計画に基づく安全教育や、不審者対応マニュアルの周知などにより、児童・生徒の安全を守ります。		学校教育課
91	地域防災体制の充実	地域防災体制の充実を図り、災害時等に乳幼児や妊産婦等の安全・迅速な避難誘導を行います。学校が主体となり１日防災学校を実施し、防災意識の啓発と防災体制の充実を図ります。		総務財政課
				学校教育課
92	青少年センターの推進	青少年センター青少年指導員による、下校時や夕やけ市での巡回を実施します。		社会教育課
93	健全育成団体等の活動促進	関係団体と連携を図りながら、青少年の健全育成を図ります。		社会教育課

基本目標４　子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

（１）仕事と生活の両立支援

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、働き方の見直しや男女共同参画のまちづくり、企業への啓発等を通じた職場環境づくり、ハローワーク等関係機関、商工会などとの連携による就労支援等を推進します。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
94	仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた意識啓発と支援制度の周知	働き方の見直しや仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発を実施します。	関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、意識啓発を図ります。	産業振興課
95	育児・介護休業法の周知徹底と休暇・休業制度の定着化	関係課や関係団体等と連携し、育児・介護休業法等の関係法制度の周知・啓発を行うとともに、趣旨にのっとり、育児・介護・看護等に係る就業規則等の整備と運用を働きかけます。	関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、意識啓発を図ります。	産業振興課
96	職場環境づくりの促進	勤労者の健康が保持され、家族、友人などとの充実した時間、生活などを確保できるよう、長時間勤務の抑制や年次有給休暇制度の取得など、働き方の見直しについての取り組みを関係機関・団体等と連携しながら促進します。	関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、意識啓発を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や次世代育成支援のための一般事業主行動計画の実施を促進します。	産業振興課
97	「道民育児の日」「道民家庭の日」の周知	社会全体で子育てを支援することやワーク・ライフ・バランスを促進するために道が定めた、「道民育児の日」（毎月19日）と「道民家庭の日」（毎月第３日曜日）の周知を実施します。	関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、周知を図ります。	産業振興課
			パンフレットや広報まなびあいを通じた周知を実施します。	社会教育課

（２）男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会です。町では男女平等を推進する教育・学習を進めるとともに、職業への女性の参加、起業支援、家庭への男性の参加を促進します。また、女性への暴力を無くすことや男女共同参画による地域社会の活性化を図ります。

主な施策・事業

No	主な施策・事業	主な施策・事業のあらまし		担当
98	男女共同参画の推進	女性と男性が、互いの人権を尊重しながらともに支えあう男女共同参画社会の形成を目指し、広報啓発や学習機会等の活動を推進します。	関連ポスターの庁舎内掲示や広報により、周知を実施します。	産業振興課
			男女平等や人権尊重の意識を育む教育を行います。	学校教育課
			広報まなびあいを通じた周知を実施します。	社会教育課
99	女性等への暴力・虐待や権利侵害等の防止	恋人や配偶者など親密な関係にある者から暴力・虐待、個人の問題としては片付けられないような構造的な問題による暴力・虐待を、未然に防止し女性等の生命、人権を守るため、関係機関・団体等と連携した支援体制や相談対応の充実を図ります。	不当な目的により利用されることを防止するため、住民票等の交付の制限をします。	税務住民課
			町広報紙や公共施設へのポスター掲示等により啓発活動を行うとともに、関係機関・団体と連携し支援体制を整え、相談対応を行います。	保健福祉課 子ども育成課
			国や道が作成する各種資料の配付及び活用を通じて、デートDVに関する学習活動の充実を図ります。	学校教育課
100	男性の家事・子育て参画の推進	様々な機会をとらえ、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制など働き方の見直しによって、男性にとっても家庭へ参画しやすくなるよう、広報啓発や教育等を推進します。		産業振興課
101	起業をめざす女性への支援	商工会や金融機関と連携し、起業に関する講座やセミナー、融資・助成制度等の情報提供を行い、起業を支援します。		産業振興課

第４部　量の見込みと確保の内容

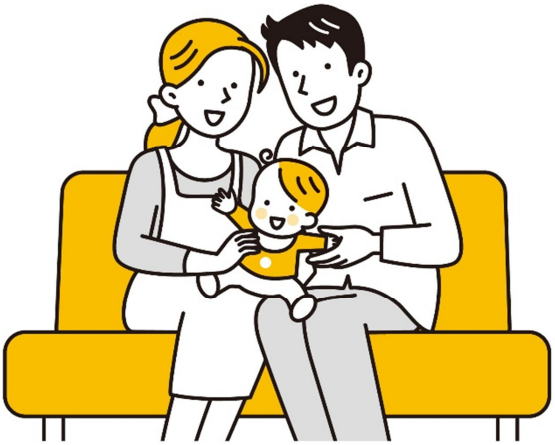

第１章　子ども・子育て支援制度の概要

1　制度の概要

子ども・子育て関連３法の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにあります。

本制度では、「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」に主眼を置いています。そのための取り組みとしては、子どものための「教育・保育給付」、子育てのための「施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に分類されます。

「教育・保育給付」は、幼稚園、認可保育所、認定こども園利用者に対する共通の給付である「施設型給付」と、定員 19 人以下の小規模保育事業などの利用者に対する「地域型保育給付」により、小規模保育や家庭的保育などを市町村の認可事業とすることで保育サービスの拡充を目指します。また、令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された施設等利用費によって、認可外保育施設等も対象となりました。

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が実施する事業で、子ども・子育て支援法で 15 事業が定められ、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業の拡大や職員、施設・設備の基準を設けて質の向上を目指すなどの充実を図ります。令和８年４月からは、乳児等のための支援給付が創設され、⑮こども誰でも通園制度が給付型の事業へ移行されます。

■サービスの類型

※施設型給付・地域型保育給付・施設等利用給付の対象は、認可・認定を受けた事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

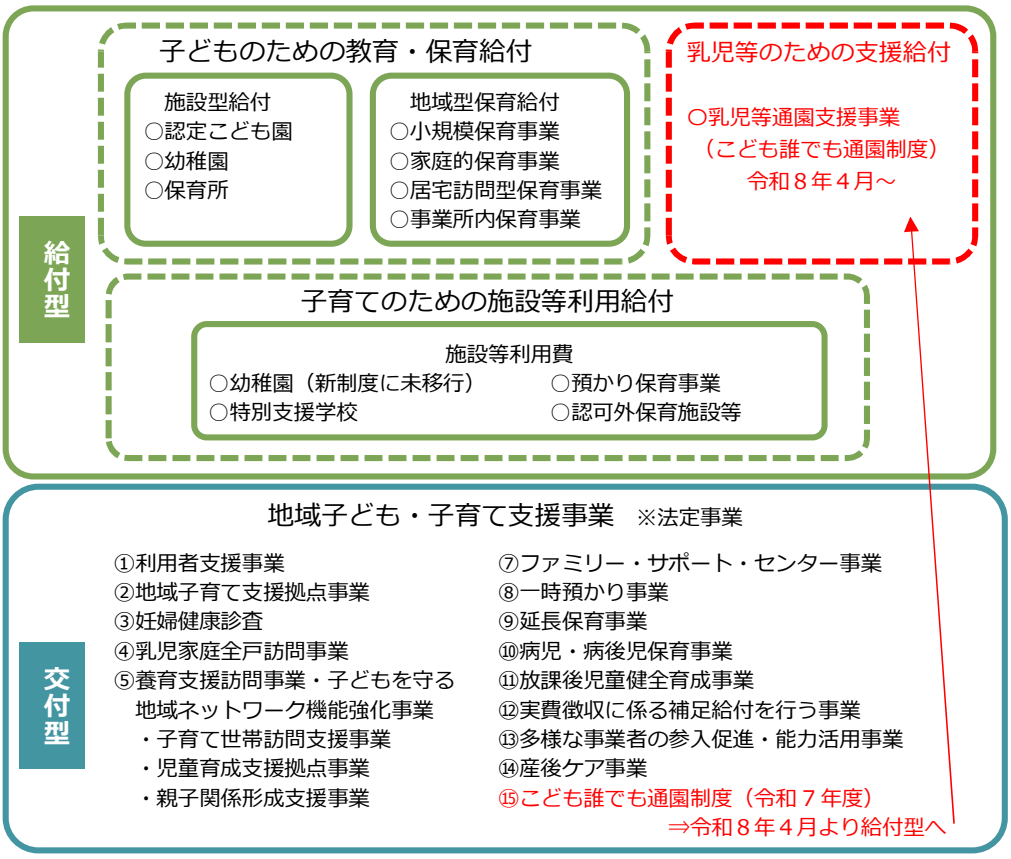

R8.2 改正

2　教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

★教育・保育提供区域は、「量の見込み」「確保（の）方策」を設定する単位として地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域。小学校区、中学校区、行政区などが考えられる。

★区域を定める際、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。

本町は、明治 20 年に先人たちが一望未開であったこの地に開拓の鍬を入れ、幾多の水害や冷害と闘いながら今日の町を築き上げてきました。現在の町は、道内有数の米どころとして豊かな緑の田園風景が広がり、また、グリーン・ツーリズムの先進地域となっています。

本町のこれまでの計画では、長沼町の特性とこれまでの取り組みをもとに、ニーズ調査等による顕在（現状）・潜在（希望）ニーズ量と供給体制を精査し、「長沼町子ども・子育て会議」での審議を経て、教育・保育提供区域を全町一地区と設定しました。

第３期計画においても教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第２章　量の見込み

1　量の見込みの算出方法と考え方

（１）量の見込みの算出について

量の見込みの算出方法については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、令和５年度に実施したニーズ調査に基づき、国から示されたワークシートから算出することとなっています。

■「国の手引き」の算出手順

①	コーホート変化率法※１によって、令和７～11 年度の０～11 歳の子どもの人口を推計します。
②	ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型※２別の児童数を算出します。
③	家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求めます。
④	③の利用意向率を児童数の推計値に掛け合わせます。

※１：コーホート変化率法とは、同じ年に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する手法

※２：家庭類型の定義は 57 ページの表のとおり。

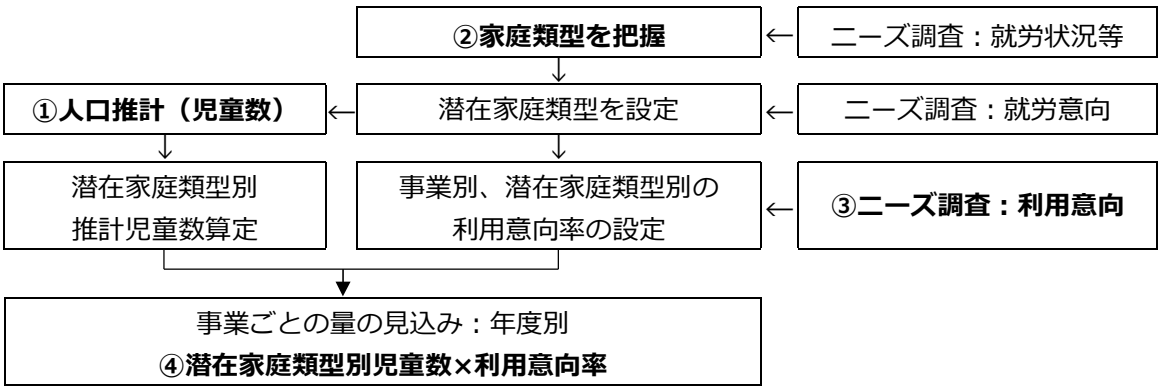

■国のワークシートのイメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数（人）		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプＡ	●●人 ※推計児童数	×		＝	
タイプＢ		×		＝	
タイプＣ		×		＝	
タイプＣ′		×		＝	
タイプＤ		×		＝	
タイプＥ		×		＝	
タイプＥ′		×		＝	
タイプＦ		×		＝	

・ニーズ量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		ニーズ量
タイプＡ		×		＝	
タイプＢ		×		＝	
タイプＣ		×		＝	
タイプＣ′		×		＝	
タイプＤ		×		＝	
タイプＥ		×		＝	
タイプＥ′		×		＝	
タイプＦ		×		＝	

■家庭類型の分類について

家庭類型	就労状況等
タイプＡ	ひとり親家庭
タイプＢ	フルタイム×フルタイム
タイプＣ	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＣ′	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＤ	専業主婦（夫）
タイプＥ	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＥ′	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）※
タイプＦ	無業×無業

（※）就労時間に関する考え方は以下のとおりです。

月 120 時間以上	⇒	＝両親ともフルタイムで就労する場合またはそれに近い場合を想定 →「保育標準時間利用」 保育必要量：１日 11 時間までの利用に対応
月48時間以上～120 時間未満	⇒	＝両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 →「保育短時間利用」 保育必要量：１日８時間までの利用に対応 【ＣとＣ′（ＥとＥ′）の区分】 現在の利用状況または今後の利用意向を勘案し，学校教育を利用する可能性が高い者をＣ′（Ｅ′）に区分する
月 48 時間未満	⇒	下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限 48～64 時間／月の間で市町村が定める （本町では 48 時間に下限を設定）

（２）本町における量の見込みの考え方

「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。また、ニーズ調査結果による利用意向がすべて実際の利用に繋がるとは限らないため、本町の実績値の推移などと比較し、一部補正を行ったものを量の見込みとします。

■教育・保育給付事業

	年齢	家庭類型	算出根拠	補正の考え方
①１号認定子ども（保育の必要性なし）	３～５歳	-	実績平均	令和２年度～令和６年度（各年４月１日時点）の入所率の平均値×推計人口
②２号認定子ども（幼稚園の利用希望が強い）	３～５歳	-	実績平均	令和２年度～令和６年度（各年４月１日時点）の入所率の平均値×推計人口
③２号認定子ども（保育の必要性あり）	３～５歳	-	実績平均	令和２年度～令和６年度（各年４月１日時点）の入所率の平均値×推計人口
④３号認定子ども（保育の必要性あり）	０歳	-	実績最大	令和２年度～令和６年度（各年４月１日時点）の入所率の最大値×推計人口
⑤３号認定子ども（保育の必要性あり）	１～２歳	-	実績最大	令和２年度～令和６年度（各年４月１日時点）の入所率の最大値×推計人口

■地域子ども・子育て支援事業

	年齢	家庭類型	算出根拠	利用意向率・補正の考え方
利用者支援事業	0～5歳 小学生	-	箇所数	設置箇所数
地域子育て支援拠点事業	0～2歳	A・B・C・C′・D・E・E′・F	ワークシート	地域子育て支援拠点事業の利用者と希望者割合
妊婦健康診査	妊婦	-	人口推計	翌年度の０歳児推計人口×健診最大回数（14回）
乳児家庭全戸訪問事業	０歳	-	人口推計	各年の０歳児推計人口
養育支援訪問事業等	0～18歳	-	実績平均	推計人口×令和２年度～令和６年度の訪問継続支援者の平均値
子育て世帯訪問支援事業	制限なし	-	人口推計	想定される対象世帯数と利用日数から算出
児童育成支援拠点事業	0～18歳	-	人口推計	想定される対象児童数から算出
親子関係形成支援事業	制限なし	-	人口推計	想定される対象世帯数から算出
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	0～18歳	A・B・C・C′・D・E・E′・F	ワークシート	泊りがけで「子どもを留守番させた」割合
ファミリー・サポート・センター事業	0～５歳 小学生	A・B・C・C′・D・E・E′・F	ワークシート	「ファミリー・サポート・センター」希望割合
一時預かり事業（幼稚園型）	3～5歳	A・B・C・C′・D・E・E′・F	ワークシート	幼稚園且つ不定期の事業の利用者と希望者割合 幼稚園希望者×平均開所日数
一時預かり事業（幼稚園型以外）	0～5歳	A・B・C・C′・D・E・E′・F	ワークシート	0～2歳児の不定期の事業希望者割合
延長保育事業	0～5歳	-	実績平均	推計人口×令和２年度～令和６年度の延長保育利用割合の平均値×推計人口
病児・病後児保育事業	0～5歳 小学生	A・B・C・E	ワークシート	病児・病後児保育の利用者と、仕事を休んで対応した人のうち病児・病後児保育の希望者（子どもを預けられる親族のいる人を除いて補正）の割合
放課後児童健全育成事業	小学生	A・B・C・E	ワークシート ニーズ調査	令和２年度～令和６年度の利用割合の平均値×推計人口
産後ケア事業	０歳	-	人口推計	想定される利用産婦数と利用日数から算出

2　推計児童人口

本町の令和６年４月１日の小学生以下の子どもの人口は 683 人（就学前児童 294 人、小学生 389 人）となっています。

推計人口からは、令和７年に 679 人（就学前児童 302 人、小学生 377 人）であったものが、令和 11 年には 597 人（就学前児童 285 人、小学生 313 人）に減少することが見込まれます。

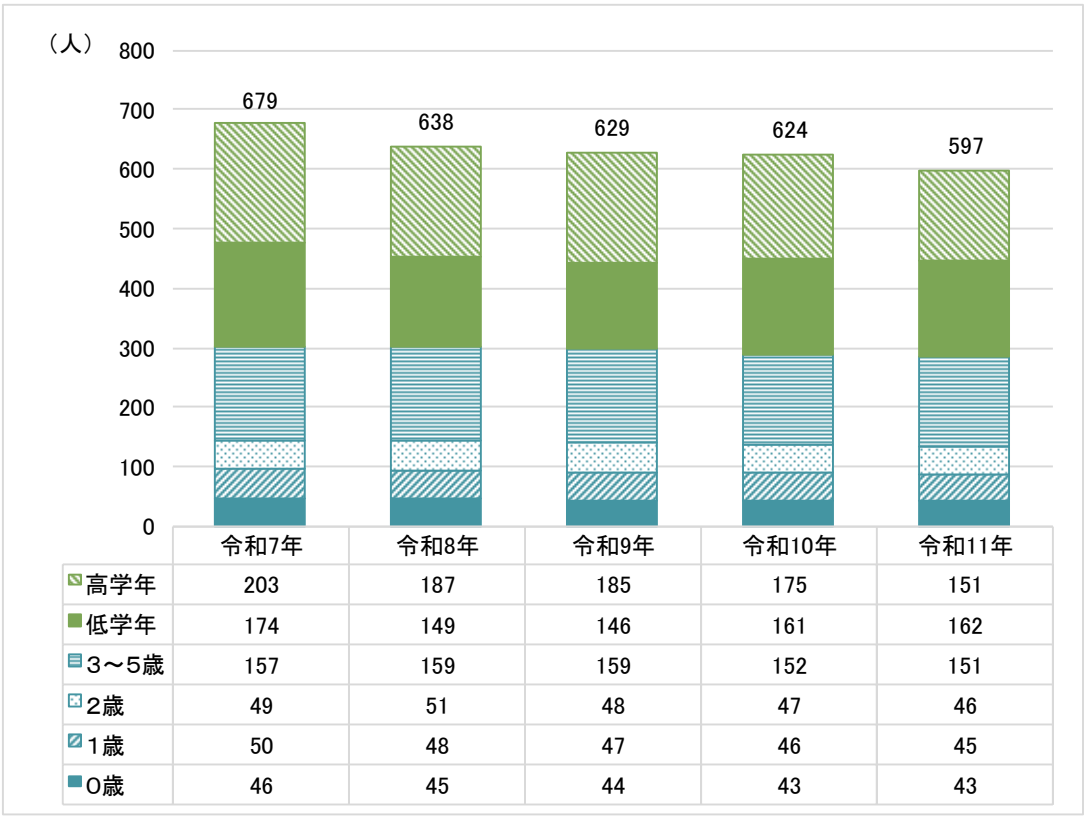

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
高学年	203	187	185	175	151
低学年	174	149	146	161	162
3～5歳	157	159	159	152	151
2歳	49	51	48	47	46
1歳	50	48	47	46	45
0歳	46	45	44	43	43

※本計画における令和７～11 年度の０～11 歳の子ども人口は、過去のトレンドを踏まえた方式により推計を行っています。

第３章　法定事業の量の見込みと確保方策

１-１　幼児期の教育・保育の提供体制

（１）量の見込みと確保方策

認定こども園において、１歳児・２歳児の預かり保育の需要が拡大し、それに伴って３歳の２号認定の増加も見込まれることから、以下のように確保方策を修正します。

※令和８年度より、認定こども園の利用定員を、１号は 35 人から 30 人に、２号は 20 人から 30 人に変更します。

		量の見込みと確保方策 （各年4月1日時点　単位：人）														
		令和7年度					令和8年度					令和9年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み		29	101	24	20	6	29	101	25	20	6	29	101	24	19	6
②確保方策	保育園		84	26	25	15	0	84	26	25	15	0	84	26	25	15
	認定こども園	35	20				30	30				30	30			
過不足②-①		6	3	2	5	9	1	13	1	5	9	1	13	2	6	9

		量の見込みと確保方策 （各年4月1日時点　単位：人）										町内における施設数・定員
		令和 10 年度					令和 11 年度					
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
				2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳	
①量の見込み		28	97	23	19	5	27	96	23	18	5	
②確保方策	保育園		84	26	25	15		84	26	25	15	◇保育園　1園　定員：150 人 （2 号 84 人、3 号 66 人）
	認定こども園	30	30				30	30				◇幼稚園型認定こども園　1園 利用定員　1号 35 人、2 号 20 人 ⇒令和 8 年 4 月より 1号 30 人、2 号 30 人
過不足②-①		2	17	3	6	10	3	18	3	7	10	

R8.2 改正

（２）幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、私立認定こども園の小学校訪問や小学生と保育園園児との交流学習等を実施しています。引き続き、認定こども園、保育園と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。

また、国の動向を注視しながら、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置について検討していきます。

さらに、外国につながる幼児の対応については、対象となる児童や家庭がいた場合、通訳の配置又は多国籍言語音声翻訳システム等を導入することで、適切な対応を実施します。

１－２　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（71 ページより移行）

（１）量の見込みと確保方策

親が就労していなくても時間単位で子どもを預けられる新たな通園制度で、対象は０歳６か月から２歳まで、保育所・認定こども園等で一人当たり「月 10 時間」を上限として利用できます。すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備して、保護者とともに子どもの育ちを支えていくための制度です。

令和８年４月から「乳児のための支援給付」として町が給付の実施主体となり、実施していきます。本町では、児童センターで事業を開始します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人/月	0	5	5	5	5
②確保の内容	人/月	0	5	5	5	5

※この事業が満３歳以上の児童を対象としていないことから、町内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

R8.2 改正

2　地域子ども・子育て支援事業の提供体制

（１）利用者支援事業

事業の概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うと共に、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

確保の内容

こども家庭センターは、母子保健部門と児童福祉部門の機能が一体的な支援となるように取り組みます。

また、地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものです。子育て家庭の中には行政機関である、こども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として地域子育て支援センターと中央長沼保育園が、地域子育て相談機関としての役割を担い、こども家庭センターを補完します。

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦・その配偶者に対して、必要な情報提供や相談に対応しニーズに応じて支援につなげる伴走型相談支援を行います。

	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型	か所数	2	2	2	2	2
	地域子育て相談機関（※）	か所数	2	2	2	2	2
	こども家庭センター型	か所数	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	回	135	132	129	129	126
②確保の内容	基本型	か所数	2	2	2	2	2
	地域子育て相談機関（※）	か所数	2	2	2	2	2
	こども家庭センター型	か所数	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	回	135	132	129	129	126

※基本型の地域子育て相談機関

（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業の概要

就学前の子どもとその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。

確保の内容

長沼町子育て支援センター「はぴはぽ」での事業を継続するとともに、その充実を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人回/年	3,183	3,188	3,142	3,037	3,003
②確保の内容	人回/年	3,183	3,188	3,142	3,037	3,003
	か所数	1	1	1	1	1

（３）妊婦健康診査

事業の概要

母子保健法に基づき、妊婦に対し行われる健康診査です。本町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査に係る費用を助成します。

確保の内容

全ての妊婦が安全・安心な出産を迎えるため、定期的な健診の受診ができるよう、母子健康手帳交付時及び後期妊婦相談時に、妊婦一般健康診査・超音波検査受診票を交付し、経済的負担軽減のための助成を継続します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	回/年	630	616	602	602	588
②確保の内容	回/年	630	616	602	602	588
	実施体制	妊婦一般健康診査（14 枚）・超音波検査受診票（6枚）を交付				

（４）乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後４か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

確保の内容

全戸訪問します。入院等の事情で訪問できない場合は、電話等で状況確認後、改めて訪問します。

訪問等にあわせて発達や栄養、生活等の相談・指導、サービス紹介などの情報提供も行っています。また、母親の育児力の向上や孤立防止などを目指してコミュニケーションを深めるなどの取り組みを継続します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人/年	46	45	44	43	43
②確保の内容	人/年	46	45	44	43	43
	実施体制	乳児家庭について全戸訪問				

（５）-1　養育支援訪問事業

事業の概要

乳児家庭全戸訪問や、その他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の相談指導や育児・家事等の養育能力向上のための支援を行う事業です。母子健康手帳交付時や乳幼児健診・相談、新生児訪問、各機関からの連絡等により、養育支援が必要な対象者を把握して訪問し、支援しています。

確保の内容

これまでの対象者を継続して支援していくとともに、早期に対象者を把握し支援につなげます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人/年	2	2	2	2	2
②確保の内容	人/年	2	2	2	2	2
	実施体制	養育支援が必要な家庭に対し、実施				

（５）-2　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業　(新規)

事業の概要

要保護児童対策地域協議会において、要支援児童・要保護児童・特定妊婦等の支援を協議し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行う事業です。

確保の内容

要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し(1 回/年)情報交換や各種会議の中核となり、子どもの安心・安全に向けた連携がスムーズになるように調整します。

（５）-3　子育て世帯訪問支援事業（新規）

事業の概要

家事・子育てに対して不安、負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、当該家庭の家事、子育て等を支援する事業です。家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを防ぐ目的があります。本町では、令和 7 年度から新たに事業を開始します。

確保の内容

対象となる子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等に訪問支援員派遣の適切な情報提供を行い、希望に沿った利用につながるように連絡・調整を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日/年	30	30	30	30	30
②確保の内容	人日/年	30	30	30	30	30

（５）-4　児童育成支援拠点事業

事業の概要

養育環境等の課題を抱え、虐待リスクの高い、家庭にも学校にも、どこにも居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保の内容

現在、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯はありません。本町では、町内に施設がないため、必要に応じて、広域利用等を検討していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	人日/年	0	0	0	0	0

（５）-5　親子関係形成支援事業

事業の概要

児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

確保の内容

現在、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯はありません。必要に応じて、広域利用等を検討していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	人日/年	0	0	0	0	0

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（新規）

事業の概要

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

確保の内容

本町では、町内には児童養護施設はありませんが、令和７年度に新たに事業を開始し、必要に応じて近隣市の児童養護施設の広域利用や里親等への委託を検討していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人/年	2	2	2	2	2
②確保の内容	人/年	2	2	2	2	2
	実施体制	近隣市の児童養護施設や里親等に委託				

（７）ファミリー・サポート・センター事業

事業の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業です。

確保の内容

一時的な子どもの預かり先として、利用者へ適切な情報提供を行うとともに、保護者の希望に沿った利用につながるように連絡・調整を行い、今後もファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日/年	340	320	315	312	299
②確保の内容	人日/年	340	320	315	312	299

（８）一時預かり事業

①幼稚園型

事業の概要

幼稚園や認定こども園の在園児を対象に、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを、幼稚園や認定こども園で受け入れ、保育を行う事業です。

確保の内容

私立認定こども園で教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施しています。現在の施設規模で計画期間中のニーズは確保されていることから、事業の継続を促します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日/年	1,405	1,419	1,417	1,356	1,346
②確保の内容	人日/年	1,405	1,419	1,417	1,356	1,346
	実施場所	私立認定こども園　1園				

②幼稚園型以外

事業の概要

保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった就学前の子どもを、保育園や認定こども園などで受け入れ、保育を行う事業です。

確保の内容

保育園１園、認定こども園１園で１日当たり概ね 19 人以内を定員として実施しており、量の見込みに対し、充足すると考えられます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日/年	185	186	183	177	175
②確保の内容	人日/年	185	186	183	177	175
	実施場所	保育園　１園、私立認定こども園　1園				

（９）延長保育事業

事業の概要

保育認定を受けた子どもを、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に保育を行う事業です。

確保の内容

中央長沼保育園及び認定こども園長沼カトリック聖心幼稚園において午前７時 30 分から午後７時まで延長保育を実施しています。

引き続き現在の提供体制を維持します。

	区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	国基準		人	0	0	0	0	0
	国基	４月１日	人	93	93	92	89	88
	準外	年度末	人	107	107	105	102	101
②確保の内容	実施場所（か所数）			2	2	2	2	2

（10）病児・病後児保育事業

事業の概要

病気中、病気の回復期にある児童を、保護者の就労などの理由で家庭で保育できない場合に、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。

確保の内容

現在、町内に施設はありませんが、町外の施設を利用した場合の医療費を全額町で助成しています。事業を利用した場合の医療費の助成を継続します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人日/年	2,076	2,024	1,972	1,927	1,964
②確保の内容	人日/年	2,076	2,024	1,972	1,927	1,964
	実施体制	町外の施設を利用した場合の医療費を助成				

※第２期計画では「人/年」で量の見込みを表記していましたが、第３期計画では「人日/年」で表記します。

（11）放課後児童健全育成事業

事業の概要

町営の長沼児童クラブは、保護者が就労等により日中留守になる家庭の児童を対象に、放課後及び学校長期休業期間の生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。令和元年度までは、町内６か所で実施していましたが、令和２年度からは、児童センターぽっくる内の１か所（定員 112 人）に集約して実施しています。

民設民営の児童クラブとして、平成 27 年度より「聖心幼稚園放課後児童クラブ」（定員 30 人）、令和６年度より「まおい学童クラブ」（定員 25 人）がそれぞれ開設されています。

確保の内容

町営の長沼児童クラブでは、定員数 112 人の体制を引き続き確保します。量の見込みからは、数年先まで定員を上回る可能性が見込まれますが、登録人数に対して実際に登会する児童が少ないことや民営の児童クラブ２か所に 55 名分の定員数が確保されていることから、町全体の需要に対応可能と考えます。

	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	合計	人	133	124	122	126	126
	1年生	人	34	39	41	45	40
	2年生	人	38	29	34	36	39
	3年生	人	37	28	22	25	27
	4年生	人	15	21	16	12	14
	5年生	人	7	6	8	6	5
	6年生	人	2	1	1	2	1
②確保の内容	合計	人	167	167	167	167	167

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

認定こども園や保育所の利用料については、国が定める公定価格をもとに、各市町村が条例等によって利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加費用など）を行う場合があります。この事業は、教育・保育施設が実費徴収を行う際に、実費負担部分について低所得者の負担軽減を図るため、市町村の基準にそって公費で補助するものです。

確保の内容

幼児教育・保育の無償化に伴い、道や他の市町村の動向を注視しつつ、検討をしていきます。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

保育の受け皿拡大や新制度の円滑な実施のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。一方、新たに開設された施設や事業が安定して継続的に運営され、保護者や地域との信頼関係を築いていくためには、一定の時間が必要になります。そのため、新規事業者が円滑に事業を運営していくことができるよう、支援や相談・助言、他の事業者との連携調整などを行う事業です。

確保の内容

今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討しますが、主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、認定こども園などについて多様な担い手・事業者が参画できるよう努めていきます。

（14）産後ケア事業（新規）

事業の概要

生後１年未満の母子に対して、助産師から育児のアドバイスやケアを受け、安心して子育てができる体制を提供する事業です。

確保の内容

町外施設と連携し、訪問型、通所型、短期入所型の３形態で実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	人/年	24	25	24	25	26
②確保の内容	人/年	24	25	24	25	26

（15）こども誰でも通園制度

事業の概要

親が就労していなくても時間単位で子どもを預けられるようにする新たな通園制度で、対象は０歳６か月から２歳まで、保育所・認定こども園等で一人当たり「月１０時間」を上限として行なう制度です。

令和８年４月より、乳児等のための支援給付として全ての市町村で実施されます。本町でも令和８年度から実施するため、61 ページ（法定事業）に移行しました。

R8.2 改正

第５部　計画の推進に向けて

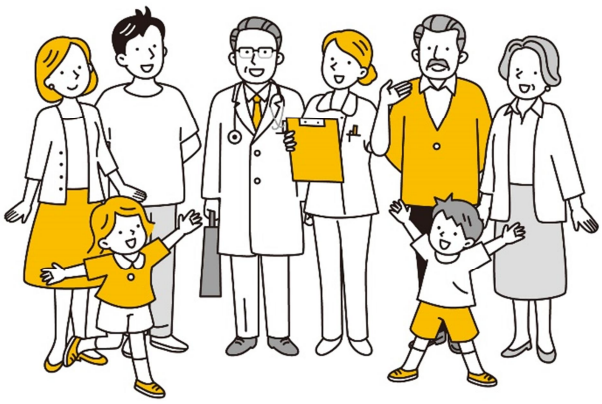

1　推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその時期を計画しました。

計画の推進に当たっては、教育・保育事業への町民の多様なニーズに応えていくため、必要な事業の量の確保、質の向上に努めます。

また、関係課・関係機関、団体、企業等、地域、民間子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的・効果的な取り組みを進めます。

2　多様な主体の参画促進

全国的、特に大都市部では待機児童が喫緊の問題となっています。そのため国の「子育て安心プラン」で示された、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性を踏まえ、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくこととなっています。

一方、本町に待機児童はいませんが、年少人口の減少が著しく、少子化対策を強化することが重要な課題となっています。したがって今後とも、地域や団体、企業等と連携を深めながら教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のみならず、様々な主体による自主的な活動を促進し、子ども・子育て支援への参画を進めます。

3　情報提供・相談対応体制の充実

子ども育成課で、子育て支援、発達支援、保育園と学童保育の一体化と連携を図っていきます。

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、また、母子保健と児童福祉の 2 つの働きが分かれることなく必要な支援を提供するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ窓口となるよう取り組んでいきます。

保健・医療分野との連携を深め、若いうちからの健康意識の定着と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

町広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、次世代育成、子ども・子育て支援に係る情報提供と啓発、この計画の実施状況の周知等を行い、広く町民の理解と協力を得ながら取り組みを進めます。

4　子ども・子育て会議

「長沼町子ども・子育て会議」（地方版子ども・子育て会議）は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項と第 3 項に基づいて設置しました。

この会議は、支援法第 72 条第 1 項各号に定められている、①教育・保育施設や地域型保育事業に関すること、②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更に関すること、③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること、の 3 つを主に意見を述べたり審議したりします。

長沼町では、子ども・子育て会議の円滑な運営と有効活用を図り、町民意見・町民ニーズの把握と取り組みへの反映、計画の進行管理を行います。

5　計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとするため、「長沼町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進に当たっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて見直しを行います。

また、この計画の期間は 5 年（令和 7 ～11 年度）ですが、中間年の令和 9 年度に見直しを行います。

資料編

1　長沼町子ども・子育て会議設置要綱

長沼町子ども・子育て会議設置要綱

（平成 26 年 8 月 1 日制定）
改正　令和 2 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 2 条に定める基本理念に則り、本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長沼町附属期間設置条例(令和 2 年条例第 12 号)別表第 1 に掲げる付属機関として、長沼町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。
（１）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
（２）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
（３）長沼町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
（４）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
（５）その他子ども・子育て支援に関すること。

（組織）
第３条　子ども・子育て会議は委員 20 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
（１）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
（２）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（３）法第 6 条第 2 項に規定する保護者
（４）前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
３　委員は非常勤とする。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
２　補欠により委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、子ども育成課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　長沼町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間：令和５年７月１日～令和７年６月 30 日

	氏名	所属	備考
1	黒田　泰明	社会教育委員	会長
2	小泉　めぐみ	認定こども園長沼カトリック聖心幼稚園	副会長
3	八栁　　圭	校長会	
4	細田　孝哉	まおい学びのさと小学校	
5	宮川　玲佳	中央長沼保育園	
6	古澤　ともえ	中央長沼保育園父母の会	
7	坂下　貴子	認定こども園長沼カトリック聖心幼稚園父母	
8	宮北　佳苗	一般公募	
9	谷渕　友美	PTA 連合会	
10	藤川　和信	主任児童委員	
11	渡部　　治	長沼町教育委員会（社会教育課）	
12	坪田　健志	長沼町子ども育成課（児童センター担当）	

敬称略

委嘱期間：令和７年７月１日～令和９年６月 30 日

	氏名	所属	備考
1	黒田　泰明	社会教育委員	会長
2	小泉　めぐみ	認定こども園長沼カトリック聖心幼稚園	副会長
3	三浦　新一郎	校長会	R8.10.1～
4	細田　孝哉	まおい学びのさと小学校	
5	宮川　玲佳	中央長沼保育園	
6	阿部　麻衣子	中央長沼保育園父母の会	
7	池下　布由子	認定こども園長沼カトリック聖心幼稚園父母代表	
8	田嶋　夕貴	一般公募	
9	工藤　　梢	PTA 連合会	
10	藤川　和信	主任児童委員	
11	居上　　透	長沼町教育委員会（社会教育課）	
12	坪田　健志	長沼町子ども育成課（児童センター担当）	
13	玉手　美和子	児童発達支援放課後等デイサービスきらりこ	

敬称略